

官報 号外 昭和三十五年四月二十日

○第三十四回 參議院會議錄第十八号

昭和三十五年四月二十日(水曜日)午前
十一時二十八分開議

議事日程 第十八号

昭和三十五年四月二十日

午前十時開議

第一 所得に対する租税に関する法律案(内閣提出)

二重課税の回避のための日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求める件(衆議院送付)

第一 公営住宅法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 住宅地区改良法案(内閣提出)

第一 公営住宅法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一 中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一 電信電話設備の拡充のため暫定措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一 四国地方開発促進法(衆議院提出)

第一 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

大蔵委員 高橋 衛君

農林水産委員 高橋 茂嘉君

法務委員 同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

<p

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求める件議決報告書

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案修正議決報告書
消防法の一部を改正する法律案可決
報告書
が提出された。

本日議員小柳牧衛君外十八名から委員会を審査省略の要求書を付して左の議案が提出された。

○議長(松野義平君) これより本日の会議を開きます。

地盤沈下対策促進に関する決議案
(小柳牧衛君外十八名発議) (委員会審
査省略要求事件)

本案は、発議者要求の通り審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございません

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認
めます。よって本案を議題といたしま
す。

小柳牧衛君。

右の議案を発議する。

昭和三十五年四月一

昭和三十五年四月二十日

吉江	勝保	阿具根	登	阿部	竹松	吉武
惠市	島	相澤	重明	秋山	長造	
小柳	牧衛	鶴浦	鹿藏	佐野	廣	
岩沢	忠恭	小沢久太郎	常介	西田	隆男	
武藤		太田	正孝	内村	清次	
小沢		安田	敏雄	野坂	芳平	
久太郎		小平		賛成者		
常介		青田源太郎		安部	清美	
西田		赤間	文三	青木	一男	
隆男		天埜	良吉	青柳	秀夫	
内村		井上	清一	秋山俊一郎		
清次		石谷	憲男	伊能繁次郎		
西田		植垣弥一郎		大川	光三	
隆男		江藤	智	泉山	三六	
内村		大谷	鑑潤	上原	正吉	
清次		岡崎	真一	大谷藤之助		
西田		加藤	武徳	伊能繁次郎		
隆男		慶島守之助		井川	伊平	
内村		鹿島	俊雄	高野	一夫	
清次		慶保	稔	高橋	衛	
西田		川上	為治	谷口弥三郎		
隆男		木内	四郎	仲原	善一	
内村		岸田	幸雄	鳥畠徳次郎		
清次		草葉	隆圓	手島	栄	
西田		木暮	武太夫	高野	正利	
隆男		義隆		永口	慶吉	
内村		河野	謙三	寺尾	豊	
清次		小林	英三	西川甚五郎		
西田		利壽		津島	壽一	
隆男		湯澤三千男		中野	文門	
内村		片岡	文重	野村	吉三郎	
清次		東	隆	銀島	直紹	
西田		米田		西田	信一	
隆男		山本		仲原	善一	
内村		伊		野村	吉三郎	
清次		田		林田	正治	
西田		山		一松	定吉	
隆男		本		藤野	繁雄	
内村		喜		前田	久吉	
清次		村		堀木	鑑三	
西田		松		堀木	鑑三	
隆男		平		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木	鑑三	
西田		本		堀木	鑑三	
隆男		喜		堀木	鑑三	
内村		村		堀木	鑑三	
清次		山		堀木		

○小柳牧衛君 私は、ただいま提案せられました地盤沈下対策促進に関する

右決議する。

その原因排除及び対策樹立のための法的措置を講じ、その予算を確立し、対策事業への高率な補助の措置等万全の策を講すべきである。

地盤沈下対策促進に関する決議

岩間 正男 須藤 五郎
参議院議長松野鶴平殿

辻 武壽	天坊 裕彦	原島 宏治	大竹平八郎	加藤 正人	杉山 昌作	岩間 正男	須藤 五郎
辻 政信	中尾 辰義	北條 勲八	加賀山之雄	佐藤 尚武	森 八三一		
辻	辰義	勤八	之雄	尚武	八三一		
政信							

曾祢 益	田畠 金光	棚橋 小虎	相馬 助治
中村 正雄	松浦 清一	永末 英一	
村尾 重雄	山田 節男	向井 基	
山田 節男	石田 次男	長年 政七	
市川 房枝	牛田 寛		
柏原 ヤス			
竹中 恒夫			
千田 正	白木義一郎		

場が海中に没して、大煙突のみが屹然として立つておる姿を見ることができるのであります。これらの地域は、まさに海底の街となって、市民は日夜不安におののいておるのであります。

次に私は新潟地区における沈下に伴う災害の深刻さを指摘しなければなりません。新潟地区における沈下の主たる原因是、水溶性ガスの採取に伴う多量の地下水のくみ上げによって生じたものであります。帝国石油、日本ガス化学等、大手十九社の企業が、天然ガスの採取によって、日産七十万立方をこえるガスを取つております。これに伴つてほとんど同量の地下水はくみ上げられているのであります。昭和二十八年以来、ガス産業の興隆と並行いたしまして沈下速度を加えて参りまして、今日その様相はまことに異常なものがあります。被害地域もまた拡大されてとどまるところを知らないのであります。最近における年間沈下量は最高五十分の一、一日平均一・四ミリ、この数値を示しております。年々施工された応急対策工事は防災の効率を失つて、工場も倉庫も住宅も海面下にあって、常に波浪に洗われております。農業用排水機はその機能を失いました。農業用排水機はその機能を失いました。農地は海水の逆流を受けまして、生産活動は全く済滞いたしまして、重大になりました土地改良事業も、一万町歩余の農地は海水の逆流を受けまして、生産活動は全く済滞いたしまして、重大

なる段階に当面しておるのであります。昨年六月、科学技術庁資源調査会は新潟の地盤沈下について調査報告をいたしましたが、「新潟地区における地盤沈下の原因は、地殻の変動、海岸の浸食、港湾の浚渫などいろいろあげられているが、主たる原因是、地下水の急激にして多量のくみ上げにあることを重視せざるを得ない。」と結論を出しておるのであります。さらに建設省地理調査所では、昨年九月以降、ガス採取の一部規制を実施いたしましたる地区について、今年二月以来、地盤変動の調査を行なつて参りましたが、その水準測量の成果によりますと、規制前には一日一・二ミリの沈下を示しておりましたる個所で、規制後には沈下速度は〇・八ミリに鈍化していることが報告されております。この事実はまことに重視しなければなりません。しかしながら、いまだ沈下の原因に斧鉄を加えることなく、その日かせぎの対策にのみ専念いたしますところに、地盤の沈下は時計の時を刻むよろにす時も休むことなく続けられており、その地域は拡大し、災害は累積され、市民の不安と動搖は増大するのみであります。一たび高潮、台風の襲うこととなれば、新潟全市街は波浪に呑み去られまして、災害の舌は遠く新潟周辺にも及ぶことが予想されるのであります。

今や地盤沈下による災害対策は、国・土保全と民生の安定の立場から、次の対策を講ずることは緊急を要するものと考えられるのであります。

第一は、地盤沈下のよって起くる原因を抜本的に除去して、地下水くみ上げとガス採取の完全なる規制と、そのための施設転換をはかる施策を講ずることであります。

第二は、地盤沈下による災害の防除のための公共土木事業を急速に進めるとともに、それに要する経費の国庫負担率を引き上げて、地方財政の負担の軽減をはかることであります。

第三は、特にガス産業の規制に伴つて、関連産業の施設の転換と合理的な育成のための施策を講ずることであります。

第四に、これらの施策は総合的科学的見地から立てられなければならないことはもちろんでありまするが、この三点を含めました立法措置のきわめて肝要であることを私は強調せざるを得ないのであります。

すでにわが党は、過去において再度にわたつてこれに対する法律案の提案をいたしましたが、今日までじんぜん日を過ごして、沈下に伴う災害をいたずらに放置しているような状態では、まことに遺憾にたえないのです。 (拍手) もしことに勇断をもつて沈下の原因を除去し、抜本的対策を樹立して、これを迅速に実施するにあらざ

れば、これこそ真に、さいの河原の石積みにひとしく、百年沈下を防止することはできないのであります。私は本決議案の成立によつて政府の勇敢と奮起を切望してやまないものであります。

以上をもちまして私の賛成討論を終わりたいと存じます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより本案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

たゞいまの決議に対し、菅野國務大臣から発言を求められました。菅野國務大臣。

「國務大臣菅野和太郎君登壇、拍手」

○國務大臣(菅野和太郎君) 新潟、東京、大阪、尼崎等における最近の地盤沈下につきましては、政府におきましても重大な関心を持つてゐるところでありますので、たゞいまの決議の御趣旨を尊重いたしまして、すみやかにこれが対策を進めて参りたいと考えてゐる次第であります。(拍手)

〔審査報告書は都合により第二十
一号末尾に掲載〕

所得に対する租税に関する二重課
税の回避のための日本国とインド
との間の協定の締結について承認
を求めるの件

右は本院において承認することを議
決した。

よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十五年三月二十九日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

所得に対する租税に関する二重課
税の回避のための日本国とインド
との間の協定の締結について承認
を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税
の回避のための日本国とインドとの間
の協定の締結について、日本国憲法第
七十三条第三号ただし書の規定に基づ
き、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税
の回避のための日本国とインドとの間
の協定の締結について承認を求めるの件（衆
議院送付）を議題といたします。
ます委員長の報告を求めます。外務
委員長木内四郎君。

日本国政府及びインド政府は、所得に対する租税に関する二重課税を回避するための協定を締結することを希望して、そのため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国政府

インド駐在日本国特命全権大使

農学博士 那須 畏

インド政府

ドクトル B・ゴパラ・レディ

印度政府歳入歳出大臣

これら全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

(1) 第一条

(d) (i)

(e) (i)

(f) (i)

(g) (i)

(h) (i)

(i) (i)

(j) (i)

(k) (i)

(l) (i)

(m) (i)

(n) (i)

(o) (i)

(p) (i)

(q) (i)

(r) (i)

(s) (i)

(t) (i)

(u) (i)

(v) (i)

(w) (i)

(x) (i)

(y) (i)

(z) (i)

(aa) (i)

(bb) (i)

(cc) (i)

(dd) (i)

(ee) (i)

(ff) (i)

(gg) (i)

(hh) (i)

(ii) (i)

(jj) (i)

(kk) (i)

(ll) (i)

(mm) (i)

(nn) (i)

(oo) (i)

(pp) (i)

(qq) (i)

(rr) (i)

(ss) (i)

(tt) (i)

(uu) (i)

(vv) (i)

(ww) (i)

(xx) (i)

(yy) (i)

(zz) (i)

(aa) (i)

(bb) (i)

(cc) (i)

(dd) (i)

(ee) (i)

(ff) (i)

(gg) (i)

(hh) (i)

(ii) (i)

(jj) (i)

(kk) (i)

(ll) (i)

(mm) (i)

(nn) (i)

(oo) (i)

(pp) (i)

(qq) (i)

(rr) (i)

(ss) (i)

(tt) (i)

(uu) (i)

(vv) (i)

(ww) (i)

(xx) (i)

(yy) (i)

(zz) (i)

(aa) (i)

(bb) (i)

(cc) (i)

(dd) (i)

(ee) (i)

(ff) (i)

(gg) (i)

(hh) (i)

(ii) (i)

(jj) (i)

(kk) (i)

(ll) (i)

(mm) (i)

(nn) (i)

(oo) (i)

(pp) (i)

(qq) (i)

(rr) (i)

(uu) (i)

(vv) (i)

(ww) (i)

(xx) (i)

(yy) (i)

(zz) (i)

(aa) (i)

(bb) (i)

(cc) (i)

(dd) (i)

(ee) (i)

(ff) (i)

(gg) (i)

(hh) (i)

(ii) (i)

(jj) (i)

(kk) (i)

(ll) (i)

(mm) (i)

(nn) (i)

(oo) (i)

(pp) (i)

(qq) (i)

(rr) (i)

(uu) (i)

(vv) (i)

(ww) (i)

(xx) (i)

(yy) (i)

(zz) (i)

(aa) (i)

(bb) (i)

(cc) (i)

(dd) (i)

(ee) (i)

(ff) (i)

(gg) (i)

(hh) (i)

(ii) (i)

(jj) (i)

(kk) (i)

(ll) (i)

(mm) (i)

(nn) (i)

(oo) (i)

(pp) (i)

(qq) (i)

(rr) (i)

(uu) (i)

(vv) (i)

(ww) (i)

(xx) (i)

(yy) (i)

(zz) (i)

(aa) (i)

(bb) (i)

(cc) (i)

(dd) (i)

(ee) (i)

(ff) (i)

(gg) (i)

(hh) (i)

(ii) (i)

(jj) (i)

(kk) (i)

(ll) (i)

(mm) (i)

(nn) (i)

(oo) (i)

(pp) (i)

(qq) (i)

(rr) (i)

(uu) (i)

(vv) (i)

(ww) (i)

(xx) (i)

(yy) (i)

(zz) (i)

(aa) (i)

(bb) (i)

(cc) (i)

(dd) (i)

(ee) (i)

(ff) (i)

(gg) (i)

(hh) (i)

(ii) (i)

(jj) (i)

(kk) (i)

(ll) (i)

(mm) (i)

(nn) (i)

(oo) (i)

(pp) (i)

(qq) (i)

(rr) (i)

(uu) (i)

(vv) (i)

(ww) (i)

(xx) (i)

(yy) (i)

(zz) (i)

(aa) (i)

(bb) (i)

(cc) (i)

(dd) (i)

(ee) (i)

(ff) (i)

(gg) (i)

(hh) (i)

(ii) (i)

(jj) (i)

(kk) (i)

(ll) (i)

(mm) (i)

(nn) (i)

(oo) (i)

(pp) (i)

(qq) (i)

(rr) (i)

(uu) (i)

(vv) (i)

(ww) (i)

(xx) (i)

(yy) (i)

(zz) (i)

(aa) (i)

(bb) (i)

(cc) (i)

(dd) (i)

(ee) (i)

(ff) (i)

(gg) (i)

(hh) (i)

(ii) (i)

(jj) (i)

(kk) (i)

(ll) (i)

(mm) (i)

(nn) (i)

(oo) (i)

(pp) (i)

(qq) (i)

(rr) (i)

(uu) (i)

(vv) (i)

(ww) (i)

(xx) (i)

(yy) (i)

(zz) (i)

(aa) (i)

(bb) (i)

(cc) (i)

(dd) (i)

(ee) (i)

(ff) (i)

(gg) (i)

(hh) (i)

の経験を若干有するか又は全く有しない個人をい。

(2) 他方の締約国を訪れた当初に一方の締約国の居住者である個人で、当該一方の締約国の企業若しくは(1)(b)に掲げる団体の使用人として又はこれらの企業若しくは団体との契約に基づき、もつばらこれら企業又は団体以外の者から技術上、職業上又は事業上の経験を習得するため、十二箇月をこえない期間当該他方の締約国内に一時的に滞在するものは、その期間中にその経験の習得に直接関係のある役務に對して海外から受け取れるか又は当該他方の締約国内において支払われる報酬の金額が、課税年度又は「前年度」を通じて百万円又はインド通貨のその相当額をとえないとまは、その報酬について、当該他方の締約国の租税を課されない。

(3) 他方の締約国の居住者である個人の方の締約国内に一時的に滞在するものは、その訓練、研究又は研修に直接関係のある役務に対し海外から受け取るか又は当該他方の締約国内において支払われる報酬の金額が、課税年度又は「前年度」を通じて百万円又はインド通貨のその相当額をとえないとまは、その報酬について、当該他方の締約国の租税を課されない。

(4) (1)、(2)及び(3)の特典は、重複しては与えられないものとする。

第十条 この協定の適用上、

(a) 物品又は商品を充却することによつて取得する産業上又は商業上の利得で(b)に掲げる利得以外のものは、一部分はその物品又は商品が購入された国から、一部分はそ

の物品又は商品が売却された国から生ずるものとして取り扱う。

(b) 企業が一方の締約国内で全部又は一部を製造し、又は生産した物品を他方の締約国内で売却することによつて取得する産業上又は商業上の利得は、一部分はその物品が製造され、又は生産された国から、一部分はその物品が売却された国から生ずるものとして取り扱う。

(c) (i) 一方の締約国の政府、地方公共団体若しくは法人が発行する債券若しくは社債又は一方の締約国内で預入された預金の利息は、その締約国内の源泉から生ずる所得とする。

(ii) 一方の締約国の政府、地方公

共団体又は居住者に対し貸し付けられた貸付金の利息は、その締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。

(iii) 一方の締約国内の他方の締約国企業の支店その他の施設に對して貸し付けられた貸付金の利息は、当該一方の締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。

(d)

(i) インドにおいては、インド内で配当言が行なわれた配当

は、インド内の源泉から生ずる所得として、

(ii) 日本国においては、日本国内の人が支払う配当は、日本国内の源泉から生ずる所得として、

取り扱う。

(e) 著作権、芸術上又は学術上の著作又は設備、特許権、意匠権、秘密工程及び秘密方式、商標権、映画フィルム(テレビジョン)に使

用されるフィルムを含む。)その他これらに類する財産の一方の締約国内における使用又は使用の権

利の対価として支払われる使用料及びこれに類する料金並びにそれ

の協定の規定に従つて日本國の納稅者によつて支払われる(直

接にすると源泉徵収によると

の協定の規定に従つて日本國の納稅者によつて支払われる)の充却、移転又は交換によつて生ずる利得又は利

益は、その財産が使用される締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。

(f) (e)に掲げる財産の売却、移転又

は交換によつて生ずる利得又は利

益は、その財産が使用される締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。

(g) 不動産から生ずる所得(不動産

の売却、移転又は交換によつて生

ずる利得又は収益を含む。)及び鉱山、採石場その他天然資源を採取する場所の運搬に關する使用料

は、当該不動産又は鉱山、採石場その他天然資源を採取する場所が存在する締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。

(h) 船舶又は航空機の売却、移転又

は交換によつて生ずる利得又は収

益は、それらの船舶又は航空機が登録されている締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。

(i) 一方の締約国内にある他方の締約国企業の支店その他の施設の約する資産を除く。)の充却、

移転又は交換によつて生ずる利得又は収益(産業上又は商業上の利

得を除く。)は、当該一方の締約国内の源泉から生ずる所得として取

り扱う。

(j) 人の役務及び自由職業の役務に

対する給料、賃金又はこれらに類する報酬は、それらの報酬が支払われる役務が行なわれた締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱わ、また、一方の締約国的企业が運用する船舶又は航空機において行なわれた役務は、当該締約国において行なわれたものとみな

される。

(k) 企業に對して支払われる技術上の

役務に対する料金は、その料金

が支払われる役務が行なわれた締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。

(l) (a)の控除の適用上、インドの

の額に乗じて得た額を限度とし

て、控除されるものとする。

(m) (a)の控除の適用上、印度の

租税が、千九百二十二年のイン

ド所得税法(千九百二十二年の

租税が課される全所得に対する

の額に乘じて得た額を限度とし

て、控除されるものとする。

(n) (a)の控除の適用上、印度の

租税が、千九百二十二年のイン

ドの経済開発を促進するための特別奨励措置により軽減された額は、この協定の署名の日に有効である前記の措置により納稅者に与えられる特典の範囲が拡張されないことを条件として、納稅者によつて支払われたものとみなす。

(i) 第四条(8)(XVIIb) (海外からの借

入金について支払われる利子

に対する租税の免除に関する

もの)

め居住の用に供することが著しく

ア道場がやのない

要な事項は、政令で定める。

6 この法律において「改良住宅」と

が建設する住宅及びその附帯施設

卷之三

は、児童遊園、共同浴場、集会

所共同作業場の相談会場内

の福祉又は利便のため必要な施設

卷之三

は、道路、公園、広場その他公共

卷之三

(施行者)

村が施行する。

2 都道府県は市町村が住宅地図

場合その他特別の事情がある場合

新編 佐賀縣政史

3 特別区の存する区域において

卷之三

(改良地区)

第四章 建設大臣は不良住宅が密

又は有害な状況にある一箇地で致

令で定める基準に該当するものを

2 前項の規定による指定は、住宅地区改良事業を施行しようとする

昭和三十五年四月二十日 参議院会議録第十八号 公営住宅法の一部を改正する法律案外二件

者の申出に基づいてしなければならない。この場合において、市町村がその申出をしようとするときは、都道府県知事を経由してしなければならない。

第一項の規定による指定は、建設省令で定めるところにより、官報に告示することによつて行なう。

第一項の規定による指定は、建設省令で定めるところにより、官報に告示することによつて行なう。

第一項の規定により指定があつたときは、第二項の申出をした者は、建設省令で定めるところにより、官報に告示することによつて行なう。

第五条 施行者は、事業計画を定め、建設大臣の認可を受けなければならない。この場合において、市町村がその申請をしようとするときは、都道府県知事を経由してしなければならない。

前項の規定は、施行者が事業計画を変更しようとする場合(政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)に準用する。

(事業計画)

2 改良地区内の土地の利用に関する
基本計画においては、次の各号
に掲げる事項を定めなければならない。
一 住宅並びに公共施設、地区施
設及びその他の施設の用に供す
べき土地の規模及び配置
二 公共施設、地区施設及びその
他の施設の種類
三 その他建設省令で定める事項
4 住宅地区改良事業の実施計画に
おいては、次の各号に掲げる事項
を定めなければならない。
一 住宅地区改良事業を施行する
土地の区域
二 改良住宅の建設戸数
三 工事の設計
四 資金計画
五 その他建設省令で定める事項
6 事業計画は、公共施設その他の
施設に関する都市計画が決定され
ている場合においては、その都市
計画に適合して定めなければならない。
7 改良地区内の土地の利用に関する
基本計画において住宅の用に供
することを要しない。

8 この法律に規定するものには、事業計画の設定の技術的基準その他事業計画に関し必要な事項は、建設省令で定める。

(事業計画に関する協議)

第七条 施行者は、事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業計画又はその変更に關係のある次の各号に掲げる者に協議しなければならない。

一 公共施設の管理者又は管理者となるべき者

二 地区施設の設置について許可、認可その他の処分をする権限を有する行政機関

三 改良地区内において住宅經營をしようとする地方公共団体、日本住宅公團及び一団地の住宅經營に關する都市計画事業を行なう者

(事業計画又はその変更の認可の告示)

第八条 建設大臣は、事業計画又はその変更の認可をしたときは、建設省令で定めるところにより、その旨を官報に告示しなければならない。

2 前項の告示があつたときは、施行者は、建設省令で定めるところ

（建築行為等の制限）

第九条 前条第一項の告示があつた日後、改良地区内において、住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行ない、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行なうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

都道府県知事は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならぬ。

都道府県知事は、第一項に規定する許可をする場合において、住宅地区改良事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を附すことができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

都道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により附した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの人から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対しても、相当の期限を定めて、住宅地区改良事業の施行に対する障害を排除する。

人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることがで
きる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入りをとる日の三日前までにその旨を土地の占有者に通知し

。第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入りうどする者は、立入りの際、あらがじめ、その旨をその土地の占有者に告げなければならぬ。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に入つてはならない。

前項の規定により障害物を伐除する者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しよろ
うとする日又は試掘等を行なおうとする日の三日前までに、当該障
害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなけ
ればならない。

可証は、関係人の請求があつた場合は、これを提示しなければならない。

(費用の負担)
第二十五条 住宅地区改良事業に
する費用は、この法律に特別の規
定がある場合のほか、施行者の負
担とする。
(受益者負担金)

第二十八条 都道府県は、住宅地区改良事業を施行する市町村に対し、補助金を交付することができる。

第二十八条 都道府県は、住宅地区改良事業を施行する市町村に対し、補助金を交付することができる。
(国の補助に係る改良住宅の管理及び処分)

(費用の負担) 第二十五条 住宅地区改良事業に要する費用は、この法律に特別の規定がある場合のほか、施行者の負担とする。
第二十六条 施行者は、不良住宅の全額により著しく利益を受ける者

2 とができる。
何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得いで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

3 前二項の規定による國の補助金額の算定については、第一項に規定する不良住宅の除却又は前項に規定する改良住宅の建設に要する費用が建設大臣の定める標準除却費又は標準建設費をこえる場合には、それぞれ標準除却費又は標準建設費をその費用とみなす。

の規定による裁決を申請することができる。

2 国は、施行者に対して、改良住宅の建設（建設のため必要な土地

いては、当該障害物を伐除した後、
遅滞なく、その旨をその所有者及び
占有者に通知しなければならぬ。

の規定による裁決を申請することができる。

2 国は、施行者に対して、改良住宅の建設（建設のため必要な土地の取得及びその土地を宅地に造成することを含む。）を要する費用に

（障害物の伐除及び土地の試掘等）
第二十一条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう者は、その測量又は調査を行なうにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行なおうとする場合において、当該障害物又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。）に於いて、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかるわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けた後に、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合におい

条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対しても、通常生ずべき損害を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、損失を与えた者と損失を受けた者が協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合には、損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地收用法第九十四条第二項

第二十七条 国は、施行者に対して、不良住宅の除却（除却のための費用の取得を含む。）に要する費用について、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その二分の一以内を補助することができることある場合においては、条例で定めるところにより、それらの者による利益を受ける限度において、除却に要した費用の全部又は一部を負担させることができる。

定により國の補助を受けて建設された改良住宅の管理及び処分については、改良住宅を公営住宅法に規定する第二種公営住宅とみなして、同法第十一条の二から第二十一条までの規定を準用する。ただし、同法第十六条から第十八条までの規定は、第十八条の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなつた場合に限る。

第五節 條則
(関係図書の備付け)

第三十条 施行者は、建設省令で定めるところにより、事業計画に開する図書をその事務所に備え付けておかなければならぬ。

2 利害関係人から前項の図書の閲覧の請求があつた場合においては、施行者は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(書類の送付にかかる公告)

第三十一条 施行者は、住宅地区改良事業の施行に關し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくてその者の住所その他書類を送付すべきは、政令で定めることにより、その書類の内容を公告するとともをもつて書類の送付にかかることができる。

2 前項の公告があつた場合においては、その公告があつた日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達(技術的援助の請求)

第三十二条 市町村は建設大臣又は都道府県知事に対しても、住宅地区改良事業の施行の準備又は施行のため、それぞれ住宅地区改良事業に関する専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

(監督)
第三章 雜則
第三十二条 建設大臣は、都道府県

知事若しくは市町村長又は施行者に対し、これらの者が行なう処分又は工事が、この法律、この法律に基づく命令又はこれらに基づく建設大臣の処分に違反していると認められる場合においては、住宅地区改良事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、その処分の取消し、変更若しくは停止又はその工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。

(報告、勧告等)

第三十四条 建設大臣は都道府県又は市町村に対しても、都道府県知事は市町村に対しても、住宅地区改良事業の施行又は改良住宅の管理及び処分に關し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を認め、又は住宅地区改良事業の施行の促進を図り、若しくは改良住宅の管理及び処分を適正に行なわせるため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

(異議の申立て及び訴願)

第三十五条 第九条第四項、第十一条第二項又は第十三条第二項の規定による命令について不服のある者は、その命令があつた日から三十日以内にその命令をした都道府県知事又はその命令をした施行者である都道府県若しくは市町村の長に異議の申立てをすることができる。

2 前項の規定による異議の申立てがあつたときは、都道府県知事又は施行者である都道府県若しくは

市町村の長は、申立てを受理した日から三十日以内に文書をもつて決定しなければならない。

3 前項の規定による決定に不服のある者は、決定を受けた日から二十日以内に建設大臣に訴願することができる。

4 訴願法(明治二十三年法律第百五号)第十二条の規定は、第一項の規定による異議の申立てについて準用する。

3 (協議)

第三十六条 建設大臣は、次の各号に掲げる事項に關する処分をしようとするとときは、あらかじめ、厚生大臣と協議しなければならない。

4 (承認)

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

承認
第四章 罰則

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 不良住宅地区改良法(昭和二年法律第十四号)は、廃止する。

3 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

4 廉價住宅地区改良法(昭和二十二年法律第二十一号ノ二)の次に一号を加える。

二十一ノ三 都道府県又は市町村が住宅地区改良法ニ依ル住宅地又は建築物ノ権利ノ取扱い

三 第二十二条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行なつた者

三 第二十二条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで土地に試掘等を行なつた者

るほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

4 (施行期日)
附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 不良住宅地区改良法(昭和二年法律第十四号)は、廃止する。

3 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

4 廉價住宅地区改良法(昭和二十二年法律第二十一号ノ二)の一部を改正する。

5 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

6 第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十四条第一項の規定による譲渡の承認又は同条第三項の規定による用途廃止の承認

5 (国有財産特別措置法の一部改正)

6 第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十四条第一項の規定による譲渡の承認又は同条第三項の規定による用途廃止の承認

るほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

4 (施行期日)
附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 不良住宅地区改良法(昭和二年法律第十四号)は、廃止する。

3 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

4 廉價住宅地区改良法(昭和二十二年法律第二十一号ノ二)の一部を改正する。

5 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

6 第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十四条第一項の規定による譲渡の承認又は同条第三項の規定による用途廃止の承認

5 (国有財産特別措置法の一部改正)

6 第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十四条第一項の規定による譲渡の承認又は同条第三項の規定による用途廃止の承認

るほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

4 (施行期日)
附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 不良住宅地区改良法(昭和二年法律第十四号)は、廃止する。

3 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

4 廉價住宅地区改良法(昭和二十二年法律第二十一号ノ二)の一部を改正する。

5 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

6 第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十四条第一項の規定による譲渡の承認又は同条第三項の規定による用途廃止の承認

5 (国有財産特別措置法の一部改正)

6 第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十四条第一項の規定による譲渡の承認又は同条第三項の規定による用途廃止の承認

るほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

4 (施行期日)
附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 不良住宅地区改良法(昭和二年法律第十四号)は、廃止する。

3 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

4 廉價住宅地区改良法(昭和二十二年法律第二十一号ノ二)の一部を改正する。

5 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

6 第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十四条第一項の規定による譲渡の承認又は同条第三項の規定による用途廃止の承認

5 (国有財産特別措置法の一部改正)

6 第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十四条第一項の規定による譲渡の承認又は同条第三項の規定による用途廃止の承認

るほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

4 (施行期日)
附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 不良住宅地区改良法(昭和二年法律第十四号)は、廃止する。

3 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

4 廉價住宅地区改良法(昭和二十二年法律第二十一号ノ二)の一部を改正する。

5 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

6 第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十四条第一項の規定による譲渡の承認又は同条第三項の規定による用途廃止の承認

5 (国有財産特別措置法の一部改正)

6 第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十四条第一項の規定による譲渡の承認又は同条第三項の規定による用途廃止の承認

等(公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第四号に規定する第一種公営住宅又は住宅)

地区改良法(昭和三十五年法律第号)第二条第六項に規定する改良住宅で耐火性能を有する構造の地上階数三以上のものをいう。

以下同じ。」に、「当該公営住宅」を「当該公営住宅等」に改め、「公営住宅法第七条第三項」の下に「又は住宅地区改良法第二十七条第三項」を加える。

第六条の二第二項中「公営住宅」を「公営住宅等」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)
6 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のよう

に改正する。
第三十一条第一項第一号中、「不良住宅地区改良法(昭和二年法律第十四号)」を削り、「道路法(昭和二十七年法律第百八十号)」の下に、「住宅地区改良法(昭和三十五年法律第二十六号)」を加える。

[審査報告書は都合により第二十
一号末尾に掲載]

四国地方開発促進法案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十五年三月三十日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

四国地方開発促進法
二 開発促進計画に基づく事業の推進に関する事項

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、四国地方における資源の総合的開発を促進するため必要な基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「四国地方」とは、徳島県、香川県、愛媛県、高知県及び和歌山県の区域をいう。

(四国地方開発促進計画)

第三条 内閣総理大臣は、四国地方開発審議会の審議を経て、四国地方開発促進計画(以下「開発促進計画」という。)を作成するものとする。

2 開発促進計画は、四国地方における土地、水、山林、鉱物、電力その他の資源の総合的開発の促進に関する計画とする。

3 関係地方公共団体は、開発促進計画に関し、内閣総理大臣に対し、意見を申し出ることができるものとする。

4 関係県の知事 十人以内

五 関係市長を代表する者 五人

三 関係行政機関の職員 三人

六 関係町村長を代表する者 一人

七 開発促進計画に關し学識経験のある者 七人以内

3 前項第七号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第二項第七号の委員は、再任されることができる。

5 審議会に、会長を置く。会長は、委員のうちから互選する。

6 会長は、会務を総理する。会長に事故がある場合においては、会があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(審議会の所掌事務)

第五条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を内閣総理大臣に報告し、又は建議するものとする。

一 開発促進計画の作成の基準となるべき事項

二 開発促進計画に基づく事業の実施の推進に関する事項

三 前各号に掲げるもののほか、四国地方の開発の促進に関する重要事項

2 審議会は、開発促進計画及びこれに基づく事業の実施について必要があると認める場合においては、内閣総理大臣を通じて、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

(審議会の組織)

第六条 審議会は、委員三十一人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 五人

二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 三人

三 関係行政機関の職員 三人

(資料の提出等の要求)

第八条 審議会は、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(開発促進計画に基づく事業の実施)

第九条 開発促進計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律(「これに基づく命令を含む。」)の規定に従い、國、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(開発促進計画に基づく事業の調整)

第十条 関係行政機関の長は、毎年度、開発促進計画の実施についてその所掌する事項に関する作成した翌年度の事業計画を經濟企画庁長官に提出しなければならない。

2 經濟企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行なうものとする。

3 關係行政機関の長から開発促進計画の提出を求め、これについ

7 専門の事項を調査させるために、審議会に専門委員を置くことができる。専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 審議会は、開発促進計画及びこれに基づく事業の実施について必要な調整を行なうものとする。

(開発促進計画の実施に要する経費)

第八条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

2 委員及び専門委員は、非常勤とすることができる。

(審議会の運営等)

第七条 前条に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。

(資料の提出等の要求)

第八条 審議会は、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(開発促進計画に基づく事業の実施)

第九条 開発促進計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律(「これに基づく命令を含む。」)の規定に従い、國、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(開発促進計画に基づく事業の調整)

第十条 関係行政機関の長は、毎年度、開発促進計画の実施についてその所掌する事項に関する作成した翌年度の事業計画を經濟企画庁長官に提出しなければならない。

2 經濟企画庁長官は、前項の規定は、開発促進計画に基づく事業を実施する県が財政再建計画の変更の承認に当たつて、これらの事業の実施が確保されるよう特に配慮しなければならない。

3 前項の規定は、開発促進計画に基づく事業を実施する県が財政再建計画以外のものが財政再建計画により適用される同条第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に当たつて、これらの事業の実施が確保されるよう特に配慮しなければならない。

て、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るために必要な調整を行なうものとする。

(開発促進計画の実施に要する経費)

第八条 政府は、開発促進計画を実施するため必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することとに努めなければならない。

(地方財政再建促進特別措置法との関係)

第十二条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)に基づく財政再建団体である県(以下「財政再建団体」という。)が開発促進計画に基づく事業で当該財政再建団体に係るものを実施するため財政再建計画に変更を加えようとする場合においては、自治府長官は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り、同法第三条第四項において準用する同条第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に当たつて、これらの事業の実施が確保されるよう特に配慮しなければならない。

2 前項の規定は、開発促進計画に基づく事業を実施する県が財政再建計画により適用される同条第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に当たつて、これらの事業の実施が確保されるよう特に配慮しなければならない。

(附則)

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十五年四月二十日 参議院会議録第十八号 公営住宅法の一部を改正する法律案外二件

(国の負担又は補助の割合についての特別措置)

開発促進計画が作成された場合

において、四国地方の具に係る当

該開発促進計画に基づく事業のう

ち重要なものに要する経費に係る

国の負担又は補助の割合につい

て、当該事業の実施の促進上特別

の措置を必要とするときは、別に

法律で定めるものとする。

(総理府設置法の一部改正)

総理府設置法(昭和二十四年法

律第二百二十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十五条第一項の表中九州地方

開発審議会の項の次に次のよう

加える。

四国地方開発促進法(昭和三十

五年法(法律第二百五号)の規定によ

りその権限に属

りしめられた事

項を行なうこ

(国土総合開発法の一部改正)

国土総合開発法(昭和二十五年

法律第二百五号)の一部を次のよ

うに改正する。

(経済企画庁設置法の一部改正)

経済企画庁設置法(昭和二十七

年法律第二百六十三号)の一部を

次のように改正する。

第四条第十五号の三の次に次の

一号を加える。

減失の場合、火災の場合と同じく国

十五の四 四国地方の開発の促進に関する基本的な政策及び

計画を企画立案すること。

第四条第二十号のスの次に次の

よう加える。

ル 四国地方開発促進法(昭

和三十五年法律第

号)の

第九条に次の一号を加える。

九 四国地方の開発の促進に因

すること。

〔岩沢忠恭君登壇、拍手〕

○岩沢忠恭君 ただいま議題となりま

した公営住宅法の一部を改正する法律

案、住宅地区改良法案、及び四国地方

開発促進法案について、建設委員会に

申し上げます。

まず公営住宅法の一部を改正する法

律案について申し上げます。

同法の規定によりますと、地震、暴

風雨等の災害により滅失した住宅に住

んでいた低額所得者のために、第二種

公営住宅を地方公共団体が建設すると

きは、国は、滅失戸数の三割の範

囲内で、費用の三分の一を補助するこ

とになつております。この場合、補助

は、災害滅失戸数が被災地全域で五百

戸以上、または一市町村の区域内の住

宅戸数の一割以上に上るときに限られ

ております。今回の改正は、災害に

よつて一市町村の区域内二百戸以上の

滅失の場合、火災の場合と同じく国

庫補助の対象にしようとするものであ

ります。

委員会の審議におきましては、災害

としての取り扱いをする異常な天然現

象の範囲、地盤沈下による被害の取り

扱い、不燃化促進の現況と対策等につ

いて質疑が行なわれました。討論な

く、採決の結果、本案は全会一致を

もつて原案通り可決すべきものと決定

いたしました。

設大臣が指定した一団地の区域につい

て、市町村が実施することとなつてお

ります。なお、この地区的指定を行な

う際、都市計画地域内の土地について

改修はならないこととしておりま

す。

第二に、事業計画には、改良住宅の

建設戸数、資金計画等の実施計画と地

区内の土地利用の基本計画を定め、建

設大臣の認可を受けることになつてお

ります。

第三次に、施行者は、改良地区内の不

良住宅地区改良法の制定とともに着手

され以来、昭和十七年までに約四千

戸近く不良住宅が改良されてきたので

あります。戦後におきましては、昭

和二七年から公営住宅法に基づく第

二種公営住宅の建設によって建てかえ

がはかられてきました。現在

不良住宅と見られるものは全国で約二

十万戸に上るのですが、現行不

良住宅地区改良法は実情に適合しない

ことがあります。現在

二種公営住宅の建設によって建てかえ

がはかられてきました。現在

不良住宅の除却に要する費用等につい

てはその二分の一以内の補助を行なう

こととしております。

第四に、費用について、国は、改良

住宅の建設については三分の二以内、

不良住宅の除却に要する費用等につい

てはその二分の一以内の補助を行なう

こととしております。

以上のはか、事業施行のため必要が

ある場合の土地等の収用または使用、

建築行為等の制限、一時収容施設の設

置等について規定しております。

本法案は去る三月十八日に付託され

ましたが、委員会におきましては、從

たのあります。質疑のおもなる点は、改良地区と都市計画、改良事業と

市街地再開発との関連、不良住宅の判

定並びに地区指定の基準、改良住宅の

家賃と入居者の収入との均衡等に関す

るものでありましたが、詳細は会議録を

によつてごらんをいただきたいと存じ

ます。

〔議長退席、副議長着席〕

質疑を終了、討論に入りましたとこ

ろ、日本社会党を代表して永岡委員か

ら、改良地区の指定にあたつては、都

市計画との関連を十分に考慮して行な

うべきであること、また改良住宅への

入居者に対する家賃が過重な負担と

ならぬよう適切な行政措置を講ずると

ともに、将来、事業に対する国の補助

率の引き上げ、予算ワクの拡大等によ

り、改良住宅の新築を増大し、ナミや

かに不良住宅の解消をはかるよう希望

して原案に賛成するとの意見が述べら

れ、次いで民主社会党を代表して田上

委員からほほ同様の発言がありました。

かくて討論を終結、採決の結果、本

法案は全会一致をもつて原案通り可決す

べきものと決定いたしました。

次に、四国地方開発促進法案につい

て申し上げます。

本法案は、四国地方における資源の

総合的開発を促進し、国民経済の發

展に寄与しようとするものであります。

その要旨を申し上げますと、内閣総理大臣は、この法律に基づき設置され

る四国地方開発審議会の議を経て四国地方開発促進計画を作成し、その計画に基づいて国及び地方公共団体その他

のものが事業を実施することといたしてあります。一方、開発促進計画を実

施するため、政府は必要な資金の確保をはかり、かつ、国の財政の許す範囲

内でその実施の促進に努めなければならぬ旨規定するほか、この計画に基

ととする場合には、別に法律で定める

ことといたします。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(平井太郎君) 別に御發言も

なければ、これより三案の採決をいた

します。

まず、公營住宅法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(平井太郎君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

○副議長(平井太郎君) 次に、住宅地改良法案及び四国地方開発促進法案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(平井太郎君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○副議長(平井太郎君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○副議長(平井太郎君) 日程第五、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案、

日程第六、総理府設置法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)、

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(平井太郎君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。内閣委員長中野文門君。

○副議長(平井太郎君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。内閣委員長中野文門君。

○副議長(平井太郎君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。内閣委員長中野文門君。

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年四月十四日
内閣委員長 中野 文門
参議院議長松野鶴平殿

昭和三十五年三月十五日
来議院議長 清瀬 一郎
参議院議長松野鶴平殿

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年四月十四日
内閣委員長 中野 文門
参議院議長松野鶴平殿

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年四月十四日
内閣委員長 中野 文門
参議院議長松野鶴平殿

右全会一致をもつて別冊の通り修正

すべきものと議決した。よつて要領

書を添えて、報告する。

総理府設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年三月二十五日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

総理府設置法の一部を改正する法律案

総理府設置法の一部を改正する法律案

官 報 (号 外)

対外経済協力審議会	内閣総理大臣の諮問に応じて对外経済協力に関する基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
宇宙開発審議会	内閣総理大臣の諮問に応じて宇宙科学技術にかかる試験研究のうち、多數部門の協力を要する総合的試験研究及び宇宙科学技術の各種研究に共通する基礎的試験研究の助成

附 則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

〔中野文門君登壇・拍手〕

○中野文門君 大だいま議題となりました科学技術庁設置法の一部を改正す

る法律案及び総理府設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、科学技術庁設置法の一部を改

正する法律案について申し上げます。

政府が本法律案を提出する理由とし

て述べるところを要約いたしますと、

最近の宇宙の利用開発の進展の著しい

状況と、これに関連して宇宙開発に關する国際協力の体制も漸次軌道に乗り

つつある現状に対処して、わが国が世

界各国に比し劣らない宇宙の利用と宇

宙科学技術の進歩を遂げるためには、

国内における宇宙の利用と宇宙科学技

術に関する行政事務の処理体制を早急に確立する必要があるので、総理府設

置法の一部改正による宇宙開発審議会

の設置と相待つて、この法律案によつて宇宙科学技術に関する行政事務の処理体制の確立をはかることとした次第であるとのことであります。

次に、本法律案の内容を申し上げま

すと、ただいま申し述べました理由に基づき、関係行政機関の宇宙科学技術に関する事務の総合調整に關するこ

と、及び宇宙科学技術にかかる試験研

究のうち、多數部門の協力を要する総合的試験研究及び宇宙科学技術の各種

研究に共通する基礎的試験研究の助成

言明がありました。

に關することを計画局の所掌事務とし、これに伴い振興局の所掌事務に若干の改正を加えたことがあります。

内閣委員会は、前後五回にわたり委員会を開き、この間、中曾根科学技術

府長官、和達気象庁長官その他関係

政府委員の出席を求めて、本法律案を慎重に審議いたしましたが、その

審議において問題となつたおもな点を申し上げますと、科学技術振興に関し

今後政府の実施せんとする施策、科学

技術庁発足以後、同庁のあげた業績、

宇宙科学技術に関する各協力の現

状、科学技術者、特に大学教授の待遇

改善、わが国がロケットの開発研究を行なう目的、わが国が人工衛星の打ち

上げをなし得る時期とその費用等の見

通し、台風の災害防止のためのロケッ

トによる気象観測、防衛費の一部を

科学技術振興費に振り向けることの当

否、科学技術振興の観点より現在の行

政組織改善の要否等の諸点であります。

特に今後の科学技術振興対策の点

につきまして、中曾根長官より、政府

は、人材の養成、研究費の増加、研究

施設の整備を中心とした科学技術振興十力年計画を策定する方針である旨、また、ロケットの開発研究の目的の点

につきましては、同長官より、科学技術

は、ここ数年来、海外投資、長期信用供与、技術協力その他種々の経済協力を行なつてきたものであるが、経済協力に関する諸外国の著しい活動に比しては、公布の日から施行する」と改める旨の修正案が提出せられ、この修正案並びに修正部分を除く原案に賛成の旨の討論が述べられ、次いで日本社会党を代表して矢嶋委員より、修正案並びに修正部分を除く原案に賛成する。政府委員より、本法律案の附則を「この法律は、今后宇宙開発の運営にあたって、日本学術会議、科学技術会議との連絡もつて将来経済協力の充実拡大を一そら推進するための基礎を固めよう」とすれぬようになされた旨の討論が述べられました。かくて討論を終わり、まずは、増原委員提出の修正案について採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決せられ、次いで修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、これまた全会一致をもつて可決せられました。よつて本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、宇宙開発審議会について申し上げます。

政府が本審議会の設置の理由として述べるところによりますと、最近の宇宙科学技術の進歩、宇宙開発の進展は

まことに著しいものがあり、これに対するものであるとのことです。

次に、宇宙開発審議会について申し上げます。

政府が本審議会の設置の理由として述べるところによりますと、最近の宇宙

科学技術の進歩、宇宙開発の進展は

まことに著しいものがあり、これに対するものであるとのことです。

次に、総理府設置法の一部を改止す

る法律案について申し上げます。

次に、総理府設置法の一部を改止す

る法律案について申し上げます。

まず、本法律案の内容を申し上げま

すと、本法律案は、総理府の付属機関として、新たに对外経済協力審議会及び宇宙開発審議会の二つの審議会を設置しようとするものであります。

まず、对外経済協力審議会について申

べるところによりますと、わが國

更される前の当該防火対象物における消防用設備等の技術上の基準に関する規定を適用する。

前項の規定は、消防用設備等で左の各号の一に該当するものについては、適用しない。

一 第十七条第一項の防火対象物の用途が変更された際、当該用途が変更される前の当該防火対象物における消防用設備等による同条各項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定に適合していないことにより同条第一項の規定に違反している当該防火対象物における消防用設備等

二 工事の着手が第十七条第一項の防火対象物の用途の変更の後である政令で定める増築、改築又は大規模の修繕若しくは模様替えに係る当該防火対象物における消防用設備等

三 第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定に適合するに至つた同条第一項の防火対象物における消防用設備等

第十七条の四 消防長又は消防署長は、第十七条第一項の防火対象物における消防用設備等が同条各項の政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準（第十七条の二第一項前段又は前条第一項

前段に規定する場合にあつては、
それぞれ第十七条の二第一項後段
又は前条第一項後段の規定により
適用されることとなる技術上の基
準とするに従つて設置され、又
は維持されていないと認めるとき
は、当該防火対象物の関係者で施
原を有するものに対し、当該技術上
の基準に従つてこれを設置すべきこと
きこと、又はその維持のため必要
な措置をなすべきことを命ずるこ
とができる。

第四十二条第一項各号列記以外の
部分中「これを六箇月」を「六月」に改
め、同項第七号の次に次の一号を加
える。

第八 第十七条の四の規定による命
令に違反して消防用設備等を設
置しなかつた者

第四十三条第一項を次のように改
める。

第四十三条 左の各号の一に該当す
る者は、三月以下の懲役又は五千
円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定に違反した者
　て防火管理者を定めなかつた者

二 第十条第三項の規定に違反した者

三 第十六条の規定に違反した者

第四十四条第三号中「第十三条规定
二項」を「第八条第二項、第十三条规定
二項」に改め、同条中第十一号を第
十二号とし、第五号から第十号まで
を一号ずつ繰り下げ、第四号の次に
次の一号を加える。

五 第十七条の四の規定による命
令に違反して消防用設備等の維

持のため必要な措置をしなかつた者 第四十五条中「人の業務に関する」の下に「第八条」を加え、「又は第十六条」を「第十六条又は第十七条の四」に改める。

第四十六条を次のように改める。
第四十六条 第九条の二の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、五千円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して九月をとえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の消防法（以下「新法」という。）第八条第一項の政令で定める防火対象物の管理について権原を有する者は、この法律の施行の日から起算して一年間は、同条同項の規定にからわらず、同条同項の政令で定める資格を有しない者のうちから防火管理者を定めることができる。

3 この法律の施行の際、現に存する新法第十七条第一項の防火対象物における消防用設備等又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中である同条同項の防火対象物に係る消防用設備等で同法第十七条の二第一項の消火器、避難器具その他政令で定めるものについては、この法律の施行の日から起算して二年間は、当該防火対象物の関係者が命令で定めるところにより消防長

(消防長を置かない市町村においては市町村長)又は消防署長に届け出た場合に限り、同法第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定のうち当該消防用設備等に係る部分は、適用しない。この場合において、当該消防用設備等の技術上の基準については、なほ從前の例による。

高限度額をそれぞれ引き上げ、また、課税総所得金額から所得税額を控除した額を課税標準とするいわゆる第三課税方式の準拠税率については、二‰、三‰及び四‰の税率適用範囲の最高限度額をそれぞれ引き上げることとし、正に伴い、被災したなおろし資産の損失がある個人の事業税の課税標準たる所得の算定について、所得税の申告書を青色で提出しない場合においても、三年間に限りその損失の繰り越し控除を認めることとし、

第三に、法人の道府県民税及び市町村民税の法人税割について、法人税の還付を受けた場合に法人税割の課税標準である法人税額の調整を行なう旨の規定を、現行の欠損の繰り戻しによる還付の場合に準じて政令で定めることができるものとすること等であります。

地方行政委員会におきましては、二月十六日、石原国務大臣より提案理由の説明を聞きました後、当局との間に質疑応答を重ねて慎重審査を行ないましたが、その詳細については会議録によつて御了承を願いたいと存じます。ただ、その間、最も論議のありました問題の一、二を御紹介申し上げますと、昭和三十五年度地方財政計画によれば、地方税において八百億円の增收が見込まれているのに政府は本年度において減税を行なわず、ただわざかに既定計画に基づく住民税の減税だけ

官報(号外)

にとどめた理由いかんとの質問に対しましては、石原国務大臣より、昨年の伊勢湾台風の大災害のあとを受け、災害の復旧、国土の保全を施策の重点としたため、一般的減税の余裕がなかつたが、一方において税外負担の軽減等につき努力した旨の答弁があり、また、先年来の懸案である大衆飲食等にかかる遊興飲食税の軽減の問題が、当委員会累次の附帯決議にもかかわらず、今回の地方税法の改正案において全然考慮せられていないのはいかなる理由によるかとの質問に対しましては、石原国務大臣より、この問題は附帯決議の趣旨に沿うべく鋭意検討を重ねたのであるが、伊勢湾台風の災害復旧等のために今回は遺憾ながら見送らざるを得なかつたので、昭和三十六年度においては最優先的にこれが実現をはかるべく努力する旨の答弁がありました。

かくて四月十四日質疑を終了し、討論に入りましたところ、占部委員は日本社会党を代表して、本法案は大衆飲食にかかる遊興飲食税を初め大衆課税的性質の強い各種地方税について減税を行なうべしとの世論を無視して減税を怠つてゐる点において反対である旨を述べられ、大竹委員は、本法案に賛成であるが、この際、電気ガス税、大衆飲食にかかる遊興飲食税等の減税を含めて地方税制の根本的再検討を政府に要望する旨を述べられました。かく

て、討論を終局し、採決の結果、本法案は多数をもつて原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、消防法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、火災の防止の徹底を期すため、従来の防火責任者の制度を改め、一定の防火対象物に防火管理者を設けしめて、これに関する規定の整備をはかり、また、火災の拡大の危険の著しい物品の貯蔵または取り扱いの技術上の基準を市町村条例で定めることとし、消防の用に供する設備等に関する技術上の基準を政令で定め、地方的実情に応じて市町村条例で政令基準以上のものを付加することができるようになります。

地方行政委員会におきましては、三月二日石原国務大臣より提案理由の説明を聞きました後、当局との間に、市町村の消防施設に対する政府の助成策、消防施設税の創設、国家消防本部のあり方と自治省への統合等の諸問題につきまして質疑応答を重ね、慎重審査を行ないましたが、その詳細につきましては会議録によつて御了承を願いたいと存じます。

四月十九日質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもつて

て、討論を終局し、採決の結果、本法案は多數をもつて原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(平井太郎君) 地方税法の一部を改正する法律案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。占部秀男君。

〔占部秀男君登壇、拍手〕

○占部秀男君 私は日本社会党を代表いたしまして、地方税法の一部を改正するこの法律案に対し、反対の意見を明らかにいたしたいと思います。

今回改正されます内容は、委員長の報告にもありましたように、昨三十四年における所得税の減税に対応して、

地方税である市町村民税のうち、個人

についての所得割の準拠税率を引き下

げるとともに、所得税法の改正に伴

い、地方税である個人事業税について被災したおろし資産の損失の繰り越し

についての規定を設けるほか、法人税

法の改正などに伴う地方税の規定の整

備を行なうものでございます。すなわ

ち、内容の中心は、昨年の国と地方を通

する減税に伴い、当然行なわなければ

ならないところの地方税に関する諸般

の整備を行なつたまであります。

従つて、改正点そのものについては何

かといふと、いわば單なる事後

措置的な改正案にしかすぎないのでござります。しかしながら、国民の立場からいいますならば、かくのことときお

は、均等割の再検討を要望する声が熾烈でありますし、事業税に關しても、

て政府がぬけぬけと出したところに、実は大きな問題点を感じるのでござります。

具体的に言うならば、今回の改正にあたつて、第一に、國民が渴望をいたしました地方税の減税が全く無視されておりますこと、第二には、国

が残されていると信ずるのであります。まず第一の点について考えますと、もともと地方税は、負担する住民の立場から見まして、その性格上、国税に比べ益甚的な課税の傾向がはるかに強

いものでございます。それだけに、反

面、納稅義務者の所得別の分布状態か

ら見ましても、課税標準のところが

ら見ましても、あるいは税率の押

まりしましても、あるいは税率の押

個人分の基礎控除の引き上げや、法人分の特別法人並びに小規模法人に対する標準税率の引き下げ等を望む傾向があります。さらに、これ以外の今日世論となつております問題点を指摘しますな

る標準税率の引き下げ等を望む傾向が

ます。また、一般家庭を対象とする電気ガス

税について、現行百分の十の定率を引

き下げる必要のあることや、街灯などの公共用については無税の扱いをすべ

きであることや、また固定資産税に関

しては田畠についての課税標準の減額

は正を要望する声が特に農村部に強い

こと、さらに多年の懸案となつてゐる遊興飲食税に関しては、大衆飲食の免

税点を引き上げるとともに、大衆宿泊料金の免税点の改善をはからねば

ならないこと、自動車税に関する事

こと、さらには農村の近代化に伴

い、自家用トラックや三輪小型自動車の標準税率の引き下げが渴望されて

いるなど、枚挙にいとまがない状態でござります。またこの反面、毎年莫大な損害を生む火災に対しましては、消防施設の機械化、充実化をはかるため

に、消防施設税の創設が、市町村を中心とした全国的な論議的となつてゐる事実もございます。

すなわち減税を中心とした地方税の

体的な再整備は、今日当面の急務と

されていますことは、今さら論する必要

のないところでございます。こうした

三四四

しました本年度の地方団体の運営状況、特に財政関係の見通しを考えてみますならば、これらの減税の問題の解決は、ことしこそ絶好の機会であると思われるところでございます。なぜかなれば、政府が策定いたしました本年度の地方財政計画では、地方税収の伸びは前年度当初計画に比べまして八百二十億円の増加という未曾有の数字を示しているのであります。さらにこれを決算の場合として見込んでみましても、ここ十年あまり地方税収の伸びは例外なく決算額が計画額を上回っているのが実情でございまして、従つて、決算期において增收実績が計画額を下回るような事態は、政府の見解の通り万々ないものであると考えられるのであります。しかも昨三十四年度におきましては、地方財政計画上の税収の伸びは、前二十三年度に比べて三百四億しか見込まれていなかつたのであります。従つて、今回は当然に新しい減税措置を伴つた改正案が提案されるものであると期待をいたしておつたのでございますが、この点が全く無視されたことは、わが党の絶対に納得できなかつてあるところであるとともに、国民負担の軽減を旗じるしとしている岸内閣の欺骗的本質を暴露したものと言わざるを得ないと考えるのでござります。この点に関しまして、委員会におけるわ

が党の追及に対し、石原国務大臣は、本年度の地方対策においては災害復旧に重点を置き、国土保全に大きく緊急な経費を要したので、減税は見送らざるを得なかつたと答弁されておりますけれども、かりに、これをそのまま是認したとしても、政府として減税に対する熱意さえあるならば、減税を実現する余地は現状においても十分にあるものと考えられるのであります。何となれば、政府の本年度の地方税に対する方針には、非課税措置の整理の問題が故意にサボられていて私どもは見ております。すなわち、電気ガス税を初め、多くの税目において、大産業に対する業務用の減免を中心とした非課税措置は、三十三年度現在、都道府県税で年額八十億、市町村税で二百八十九億円を数え、実に年間三百六十八億円に上っているのであります。しかも、それ以外に、国税にリンクした地方税の非課税措置分としては二百八十一億円がありますので、これを合わせますと実に六百五十億円に近い地方税が非課税として地方団体の収入圏から漏れ流れているのが現在の実情でござります。しかも、注目すべきことは、国税についての非課税措置はほとんどすべてが年限を切つての非課税の特典を一部の者に与える仕組みになっているのであります。わ

が党の黙過し得ないところでございま
す。國といわゞ地方団体といわゞ、非
課税措置を整理せよとの声は數年来政
府に対する非難となつて現われました
ので、さすがの岸内閣も世論に抗しが
たく、昨年は小部分ではありましたが
國の分についての整理を実行したこと
は、まだ記憶に新しいところでござい
ます。従つて、本年度は当然地方にお
いても非課税措置の整理を断行すべき
であるにもかかわらず、これまたほ
おかむりのまま国民の目をこまかそう
と企図しているのであります。かり
にこの一部を整理しただけでも、今問
題となつております一、二、三の税目分に
ついての減税財源は十分にまかない得
るのでございまして、特に大衆課税の
最たるものであるといわれる電気ガス
税の引き下げや、大衆飲食についての
免税点の引き上げ等は容易に実現でき
るところでござります。すなわち、減
税はできないのではなくて、政府はし
ないでのありますて、この無誠意をわ
まる政府の態度に対しては、わが党は
國民とともに断固糾弾せざるを得ない
のでござります。(拍手)わけて遊興飲
食税に関しましては、飲食店、喫茶店
等における免税点を現行の三百円から
五百円以下に引き上げ、さらに旅館の
宿泊料の免税点を現行八百円から千円
に引き上げることにつきましては、昨
年三月二十七日の本院の地方行政委員
会におきまして、三十五年度すなわ

ち本年度より減税を実施すべきであるとの決議が行なわれましたし、同二十一日八日の本院本会議におきましても、地方税法の改正案に対する附帯決議として満場一致可決されております。さらには、石原国務大臣も自治庁長官に就任当時の昨年七月四日の地方行政委員会において、新大臣としての方針を述べられた際に、特にこの決議の趣旨を必ず実行するとの旨を明らかにしておる次第でございます。その減税総額は、飲食、旅館合わせて三十八億円であります。また、地方税の自然増収の伸びがかくのごとき現在の段階におきましては、減税を実行するかしないのであります。それにもかかわらず、これまた今回見送られましたことは、單に国民に対する公約の無視であるばかりでなく、本院の決議の権威にもかかわる問題でございまして、この問題が取り扱われて参りました過去の歴史的な経緯から考えましても、言語道断といわざるを得ないのでございます。

団体が独自に減税をします場合には、当該団体の財政状況とにらみ合わせてこれを実施するのでありますけれども、国の施策による法改正によつて地方税が減税をされる場合は、地方団体自体としては自身の財政的な状態への配慮をするいとまもなく、好むと好まさるにかかわらず、他動的に減税するわら減収を押しつけられるものあります。地方行政の円滑な運営のためには当然財源補てんの責任は政府にあることは明らかでございます。しかるに、今回この改正案による通り、国の所得税税率の引き下げに伴う市町村民税の所得割の引き下げによるところの府県民税及び市町村民税の減収は、年間百二十二億に上ると見込まれております。従つて、それだけの減税額については、國から当然補てんがなさるべきであるにもかかわらず、わずか三十億円に足りぬ額を臨時特別交付金として創設し、これをいわゆる貧乏団体にのみ手当して、すべてを無視しようとかかっていることは、わが党としてとうてい納得できないところでございます。三十億円というその金額についても、補てん財源としての計算の基礎が不分明であり、さらに、交付金そのものの性格がこれまた明らかでないのでありまして、いわば、どんぶり勘定つかみ錢のたぐいでもあり、終戦以前の時代ならざ知らず、地方自治法

下の民主的な運営の中では許しがたい反時代的な扱い方と言わざるを得ない

以上、二つの理由から、地方税法の一部を改正するこの法律案に対しまして、絶対に反対の態度を表明いたしました。（拍手）

○副議長(平井太郎君) 基政七君。

○基政七君 私は、民主社会党を代表

地方税法の一部改正法案に対し、反対の討論を行なわんとするものであります。

君が同法第1回に反対する第一の理由は、今回の地方税法改正案はその名に値しないものであるという点であります。地方財政はよくなりつつあると一般に言われてはおりますが、地方財政をよく検討して参りますと、まだまだ油断すべき改善でよないということです。

あります。すなわち、昭和三十三年度の単年度において百五十八億円の赤字を出したことは、三十二年度の単年度に二百四十億円の黒字であったことを比較して見ますに、著しい変化で、あって、地方財政は再び悪化の道をたどるのではないかと案じられるのであります。ことに都道府県における財政は著しく変化を来たしておるのが現状であります。また、府県における黒字団体は十三団体で、その額は七億円

前年度より百六十二億円の減少を示しており、地方赤字団体は三十三団体で、赤字百二十二億円、前年度に比十一億円の増加となつております。この点より見ましても、一般的に財政状況は悪化しつつあるのであります。おそらく三十四年度も同一の状況にあるものと思われるのですが、このような地方財政の現状であるにもかかわらず、一方において地方住民の負担が重いことも事実であります。われわれは、地方に自主財源を与えると同時に、一方では地方税の大改革を断行しなければならないと思うのであります。このように、根本的なものを行ない、特に選舉改正を行ないます際に、衆参両院におきまして、昭和三十五年度の地方税改正は、岸内閣の地方税改訂案についての誠意を疑わざるを得ないのです。私が今回の地方税改訂案に反対する基本的な立場は、ここに正に反対する基本的な立場は、ここにあるわけであります。

その第一点は、住民税の所得割の課税方式を合理的に統一せよという問題であります。昭和三十五年度の地方財政計画は、総額一兆五千三百八十一億円であります。その歳入面における地方税は六千二百三十億円で、全歳入の四〇%を占めています。国税において租税収入の占める割合は九〇%にも上っておりますが、この問題は自ら財源にまかすとしましても、地方税収入の格差という問題は、そう簡単に見のがせない問題であります。それを現在では課税方式でごまかしているのであります。課税方式を三つに分けるやうな方針は、貧弱な府県の住民の負担を一そく苦しめる問題であります。貧しいところほど税金が重いという矛盾を繰り返すことをやめ、税課方式は一元化にすべきであると思うのであります。

第二の点は、遊興飲食税の問題であります。これこそは、昭和三十五年度地方税改正でぜひなされなければならぬことであります。自民党の内部におきましても、飲食店、喫茶店における免稅点を一人一回五百円以下まで引き上げる、旅館における免稅点を一人一回千円以下に引き上げることに大体意見が一致しておつたのであります。が、これさえ実現されなかつたのであります。遊興飲食税が、大衆課税として、また把握されにくい悪税としての評判をとつておりますのは、あまりに

も現実離れのした現在の税制にあると申さねばなりません。この意味からいへども、先ほど申し上げましたように、遊興飲食税の免税点を引き上げねばなりません。

第三は、電気ガス税の廢止の問題であります。現在電気ガス税の総額は三百億円を上回っておりますが、これは料金とともに取られる税金であります。しかも徴収率は百パーセントであります。わが党は電気ガス税の撤廃を主張するものであります。それが一気に実現困難な場合は、現行百分の十の税率を百分の七程度にはぜひ引き下げる必要があります。また、非課税範囲を拡大し、定額制家庭電灯は無税とし、炊飯用のガス税などは当然無税とすべきであります。

第四は、地方税の重圧は別といたしましても、それにも増して重要なのは、地方住民の税外負担の問題であります。幾らの税外負担があるかとの問題は、統計のとり方によつて違います。が、少なくとも地方税の一〇%から二〇%の税外負担があると言われております。すなわち、PTAの寄付であるとか、村の祭りの寄付、はては道路清掃の役務まで換算いたしますと大へんなことであります。この点を少しでも軽減する第一手段として、法定外普通税、超過税率の整理を断行しなければなりません。その他、個人事業税の基

基礎除引上、固定資産税の改正問題、消防施設税の新設、とん税の地方移管の問題等の改正も重要な点であります。

われわれは、このような地方税の問題を何一つ解決しようとしない政府の地方税改正には断じて賛成することができないであります。

最後に、地方税改正案と関連いたしまして、最近の土地騰貴について言及したいと存します。不動産研究所の調査によりまして、一般物価が戦前の三百倍程度であるにかかわらず、土地は七百倍以上となり、最近においても、昭和三十年三月の二・七倍となつております。土地問題の基本的な解決は、もちろん、都市計画の推進であります。ましようが、土地の需給関係を是正するためには、政府や地方自治体の努力が必要であります。また、固定資産税の累進とか、土地増価税の新設などの考慮が必要であり、何とかして庶民が小住宅を建てられるような、全国民の中産階級化に努力しなければなりません。土地価格抑制策の樹立について政府に警告したいのであります。

以上、政府の地方税改正案に反対する立場を申し上げ、私の討論を終わりたいと存じます。(拍手)

○副議長(平井太郎君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより両案の採決をいたします。

まず、地方税法の一部を改正する法律全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(平井太郎君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(平井太郎君) 次に、消防法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めて可決せられました。

○副議長(平井太郎君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

〔賛成者起立〕
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十五年四月二十日 参議院会議録第十八号 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十五年四月七日

衆議院議長 松野鶴平殿 一郎

第一章の章名を次のように改め

第二章 使用の許可及び届出
並びに販売及び廃棄

の業の許可

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

の旨を科学技術庁長官に届け出なればならない。

3 届出使用者は、第一項の規定により届け出た事項（前項に規定するものを除く。）を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を科学技術庁長官に届け出なければならない。

第四条の次に次の二条を加える。

〔廃棄の業の許可〕

第三条第一項中「放射性同位元

素、放射性同位元素裝備機器」を「放

射性同位元素（次条第一項に規定す

るもの）を除く。」に改め、同条第二

項第二号中「放射性同位元素裝備機

器若しくは」を削り、同項第五号中

「、放射性同位元素裝備機器」を削り、

同項第七号中「又は」を「及び」に改

め、同条の次に次の二条を加える。

〔使用の届出〕

目次中「使用及び販売の業の許可」

を「使用の許可及び届出並びに販売

及び廃棄の業の許可」に、「使用者、

販売業者等の義務」を「使用者、販売

業者、廃棄業者等の義務」に改め

る。

第一条中「その他の取扱並びに放

射性同位元素等による放射線障

害の防止に関する法律の一部を改

正する法律案

貯蔵する施設（以下「廃棄物貯

藏施設」という。）の位置、構

造、設備及び貯蔵能力

六 廃棄施設の位置、構造及び設

備

第五条各号列記以外の部分中「第

三条第一項」の下に「第四条第一

項」を加え、同条第一号中「第二十六

条」を「第二十六条第一項」に改め

る。

第六条第四号中「放射性同位元

素裝備機器」を削る。

第七条の二 科学技術庁長官は、第

四条の二第一項の許可の申請があ

つた場合においては、その申請が

次の各号に適合していると認める

ときでなければ、許可をしてはな

らない。

一 廃棄物の種類及び数量、使

用の場所、貯蔵施設の位置、構

造、設備及び貯蔵能力その他總理

府令で定める事項を科学技術庁長

官に届け出なければならない。

二 廃棄事業所の所在地

三 廃棄の方法

四 放射性同位元素及び放射性同

位元素によつて汚染された物の

詰替えをする施設（以下「廃棄

物詰替施設」という。）の位置、

構造及び設備

三 廃棄施設の位置、構造及び設

備が政令で定める技術上の基準

に適合するものであること。

号」に改め、「警察官」の下に「又は海
上保安官」を加える。

第三十三条第一項中「及び販売業者」を「販売業者及び廃棄業者」に

改め、「放射性同位元素装備機器」を削り、同条第二項中「警察官」の下

に「又は海上保安官」を加え、同条中第三項を第四項として、第二項の次

に次の一項を加える。

第一項に規定する者は、同項の事態が生じた場合においては、総理府令第三十九条

理府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を科学技術庁長官

に届け出なければならない。

、販売業者及び廃棄業者」に改め、

「るにより、次条第一項の放射線取扱主任者免状」を「總理府令で定める

区分により、次条第一項の第一種放

「縁取扱主任者免状」に改め、「医師」

「放射性同位元素裝備機器」を削る。

第三十五条第一項を次のよう改
る。

放棄取扱主任者免状は、第一種放射線取扱主任者免状及び第二

種放射線取扱主任者免状とする。

「」を「第二項」に改め、「交付」の下

一項とし、同条中第三項を第四項と

し、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 放射線取扱主任者免状は、科学技術庁長官の行なう放射線取扱主任者試験に合格した者に対し交付する。

第三十六条第二項中「詰替施設」の下に「廃棄物貯蔵施設」を、「貯蔵施設」の下に「廃棄物貯蔵施設」を加える。

第三十七条第一項中「及び販売業者」を「販売業者及び廃棄業者」に改め、「放射性同位元素製備機器」を削り、「又は放射性同位元素の詰替えを替えを」を「放射性同位元素の詰替えを」に改め、「放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄」に改め、同条第三項中「及び販売業者」を「販売業者及び廃棄業者」に改める。

第三十八条及び第四十二条中「又は販売業者」を「販売業者又は廃棄業者」に改める。

第四十三条第二項中「又は販売業者」を「販売業者又は廃棄業者」に改め、「詰替施設」の下に「廃棄物詰替施設」を、「貯蔵施設」の下に「貯蔵物貯蔵施設」を加える。

第四十四条第一項中「第三十五条第三項」を「第三十五条第四項」に改める。

第四十六条第一項中「第四条第一項」の下に「第四条の二第一項」を

「若しくは第十一條第二項」を、等
十一條第二項若しくは第十一條の二
第一項に、「第三十五条第一項第一
号」を「第三十五条第二項」に改める。
第五十一条第一項中「放射性同位
元素裝備機器」を「放射性同位元素を
裝備してゐる機器」に改める。
第五十二条第一号中「放射性同位
元素、放射性同位元素裝備機器」を
「同項に規定する放射性同位元素」に
改め、同条第三号中「第二十六条」を
「第二十六条第一項」に、「又は販売
を、販売又は廢棄」に改め、同号を
同条第四号とし、同条第二号の次に
次の一号を加える。
三 第四条の二第一項の許可を受
けないで放射性同位元素又は放
射性同位元素によつて汚染され
た物を業として廃棄した者
第五十三条第一号中「第九条第四
項」を「第九条第五項」に改め、同条
第五号中「同条第二項」を「同条第四
項」に改め、同号を同条第六号と
し、同条中第四号を第五号とし、第
三号の次に次の一号を加える。
四 第十一条の二第二項の規定に
よる許可を受けないで第四条の
二第二項第二号から第六号まで
に掲げる事項を変更した者
第五十四条第四号を同条第六号と
し、同条に第五号として次のよう
に加える。

五 第二十六条第二項の規定による使用の停止の命令に違反して使用者
第五十四条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同条第
号中「又は第十一條第三項」を「第一項」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次のように加える。
一 第三条の二第一項の規定によると届出をせず、又は虚偽の届出をして同項に規定する放射性同位元素を使用した者
第五十五条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同条第三号中「若しくは第三十二条」を「第三十二条若しくは第三十三条第三項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「若しくは第二項」を「第二項若しくは第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号を同条第三号とし、同条に第一号及び第二号として次のように加える。
一 第十条第五項の規定による届出をしないで第三条第二項第四号に掲げる事項を変更した者
第五十八条第三号中「第三十五条第三項」を「第三十五条第四項」に改める。

第五十九条第一号中「第十一条第一項又は第十一條第一項」を「第三条第一項、第十条第一項、第十一條第一項又は第十一條第一項」に改め、同条第二号中「又は第十一條第四項」を「第十一條第四項」に改め、「第十一條第四項又は第十一條第一項」を「第十一條第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過規定)

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(以下「旧法」という。)第三条第一項の許可を受けている者は(次項の規定によりこの法律による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(以下「新法」という。)第三条の二第一項の届出をしたものとみなされる者及び附則第四項の規定により許可の申請をした者を除く。)は、この法律の施行後一月以内に、科学技術庁長官に許可証を提出し、訂正を受けなければならぬ。

3 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の許可を受けている者は、新法第三条の二第一項に規定する放射性同位元素を使用してい

施行期日

は、公布の日から起算
こえない範囲内におい
める日から施行する。

(以下「新法」といふ。) 第三条の二第一項の届出をしたものとのみなされる者及び附則第四項の規定により許可の申請をした者を除く。) は、この法律の施行後一月以内に、科学技術庁長官に許可証を提出し、訂正を受けなければならぬ。

4 この法律の施行の際に放射性元素を装備している機器(その使用によつては、同項の届出をしたものとみなす)。

5 この法律の施行の際に放射性同位元素を装備している機器(その使用によつては、同項の届出をしたものとみなす)。

6 この法律の施行の際に放射性同位元素を装備している機器を所持している者で、その放射性同位元素を業として販売しようとするものは、この法律の施行後一月以内に、旧法第三条第一項の規定による許可の申請又は新法第三条の二第二項の規定による届出を、その他の者にあつては新法第三条第一項の許可の申請又は新法第三条の二第一項の届出をしなければならない。

の使用について、旧法第三条第二項の許可を受けている機器を除く。)を所有している者で、附則第四項又は前項の規定による許可の申請又は届出をしないものは、この法律の施行後二月以内に、その氏名及び住所(法人にあつては、その名称、住所及び代表者の氏名)並びにその所有する放射性同位元素を装備している機器の種類及び数量を科学技術庁長官に届け出なければならない。

若しくは第十一項第二項の許可若しくは不許可の処分を受け、又は新法第三条の二第一項若しくは第二項の届出をするまでの間は、新法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第二項若しくは第二項、第四条第一項、第十条第二項又は第十一項第二項の規定にかかるらず、その機器に装備されている放射性同位元素を使用し、又は業として販売することができる。ただし、旧法第二条第三項に規定する放射性同位元素装備機器の使用については、この限りでない。

11 旧法第三十五条第一項の放射線取扱主任者免状は、新法の規定の適用については、新法第三十五条第一項の第一種放射線取扱主任者免状とみなす。

12 この法律の施行の際現に旧法第三十五条第一項第一号の放射線取扱主任者試験に合格している者で旧法第三十五条第一項の放射線取扱主任者免状の交付を受けていない者は、總理府令で定めるところにより、新法第三十五条第一項の第一種放射線取扱主任者免状の交付を受けることができる。

13 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

14 科学技術庁設置法の一部改正
科学技術庁設置法（昭和三十一
年法律第四十九号）の一部を次の
ようにより改正する。

第四条第十三号の二中、「放射
性同位元素裝備機器」を削り、同
条第十三号の五を同条第十三号の
六とし、同条第十三号の四中、「放
射性同位元素裝備機器」を削り、
同号を同条第十三号の五とし、
同条第十三号の三の次に次の二号
を加える。

十三の四 放射性同位元素又は
放射性同位元素によつて汚染
された物の廢棄の業を許可す
ること。

「山本利壽君登壇、拍手」

○山本利義君　ただいま議題となりました議題の件で、

した放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正す

る法律案はござらず、商工委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まが、改正案の骨子について申し上
げますと、

その第一は、規制の対象についてで

あります。現行法では、機器に装備されて、^レ放射性同位元素は、放射性同

位元素裝備機器として、一般の放射性

同位元素とは若干異なる規制を行なつ

ておりますが、改正案では、これを一
本化（機器工芸部）として、うつり

本件は、機器に装備されているものと放射性同位元素と同様の規制を受けさ

せぬことでしたのであります。

第二は、放射性同位元素の使用につ

いて新たに届出制を設けたことであります。現行法では許可制となつてお

ますが、改正案では、一定数量以下を

使用する場合については届け出にてよ

かしい」というふとにしてあります。

第三は 放射性同位元素 または放

を廃棄する業を、新たに許可制とした

ことになります。現行法制定当時に

はいまだ放射性同位元素の利用が結

薬物の処理を業として行なうことを予

想していなかつたのであります、最

近これを業として行なう者がその業務

を開始する運びになつて参りましたのとととしているのであります。

第四は、放射線取扱主任者の選任について二段階に区分したことになります。現行法では、科学技術庁長官の行なう放射線取扱主任者試験に合格した者及び特に認定を受けた者に対し免状を交付することになっておりますが、改正案では、認定制度を廃止することもなく、免状の種類を第一種及び第二種に区分して、比較的安全と考えられる特定の放射性同位元素を使用する場合には、第二種の免状を有する者のうちから放射線取扱主任者を選任できるようになります。

第五は、危険時の報告義務についてであります。現行法では、危険時に際して警察官に通報することになつておられます。改正案では、海上保安官にも通報するとともに、科学技術庁長官にも届け出なければならないこととしているのであります。

以上が骨子であります。商工委員会におきましては、わが国における放射性同位元素の利用の実情と今後の見通し、その製造方法等について政府の見解を求めるとともに、改正案の内容について活発な論議が展開されたのであります。その詳細につきましては、会議録に譲りたいと存じますが、論議のおもなるものを申し上げますと、

第一は、廃棄の業を許可制にする旨であります。すなわち、政府が廃棄業者として認めようとする社団法人日本放射性同位元素協会の性格、事業内容から廃棄業者としての運営の方法についてありますて特に社団法人といふ法人格で業としての廃棄を認めることが妥当性等が問題とされました。第二に、障害防止という見地からして、改正案により届出制の対象となる放射性同位元素の種類とか数量をどう定めるか、また、危険時における通報先の問題、特に消防との連絡体制等について質疑が行なわれました。

かくして質疑を終了し、討論に入りましたが、別に発言もなく、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって政府原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(平井太郎君) 別に御発言がなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

日程第十一、中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案（いざれも内閣提出、衆議院送付）、
以上両案を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（平井太郎君） 御異議ないと言えます。まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長堀本宜美君。

審査報告書

漁業協同組合整備促進法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添へて、報告する。

昭和二十五年四月十五日

農林水産
委員長 堀本 宜美

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、漁業に関する協同組織の健全な発展に資するため、不振漁業協同組合について、整備計画の樹立及びその実施並びに合併等の整備を促進するため、不振漁業協同組合について、漁業協同組合の整備に関する指導及び助成を行なうことを目的とする法人として漁業協同組合整備基金を設立し、その組織及び運営等について規定しようとするものであつて、適当と認められる。

なお、別紙の通り附帯決議をなつた。

二、費用

この法律施行のための経費として、昭和三十五年度一般会計予算に、國の基金に対する貸付金三億円とその他の経費五百十四万三千円計一億五百十四万三千円が計されてゐる。

附帯決議

政府は、本法に關連し、特に次へ事項について遺憾なく措置すべきである。

一、漁業協同組合の発展と沿岸漁業の振興の相助關係にかんがみ、沿岸漁業協同組合の整備とともに、この際、沿岸漁業の振興のための抜本的な対策を講じ、しかしてこれほど一環として特に指導体制の強化及び漁業共済事業の整備確立に努めること。

二、組合の整備を促進しその徹底を期し、これが必要に応ずるため漁業協同組合整備基金に対する政府の貸付金の増額に努め、基金の返金の充実を図ること。

なお、整備組合の固定債務の中、漁業信用基金協会の代位弁済にかかる債務についても違約金等の減免の措置を講ずること。

三、超不振組合については、この機会において、実情に即し抜本的な対策を講ずること。

漁業協同組合整備促進法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

昭和三十五年四月七日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

(小字及び一は衆議院修正)

漁業協同組合整備促進法案

漁業協同組合整備促進法

目次

第一章 総則(第一条)
第二章 漁業協同組合の整備(第二条)
第三章 漁業協同組合整備基金(第三条)
第一節 通則(第十六条—第二十一条)
第二節 役員(第二十九条—第三十五条)
第三節 出資者総会(第三十六条—第三十九条)
第四節 業務(第四十条—第四十四条)
第五節 財務及び会計(第四十五条—第四十九条)
第六節 監督(第四十六条—第四十八条)

第七節 雜則(第四十九条—第五十二条)

第八節 則則(第五十三条—第五十五条)

附則
第一章 総則
(目的)

第一条 この法律は、漁業協同組合の整備につき指導及び助成を行なうこととする法人の設立その他の漁業協同組合の整備を促進するための措置について定めて、漁業に関する協同組織の健全な発展に資することを目的とする。

第二章 漁業協同組合の整備(整備計画の樹立)

第二条 事業の運営に著しい支障をきたすことなしにはその債務を弁済することができない漁業協同組合であつて、この法律によつて整備を行なおうとするものは、政令で定める日までにおいて都道府県知事の指定する日(以下「指定日」という)現在により貸借対照表を作成し、これに基づいて整備計画をたてなければならぬ。

第三章 前条第一項の漁業協同組合は、指定日から起算して五年を経過した日の属する事業年度の終了の日までに次に掲げる条件をみたすように整備を行なわなければならない。

一 固定した債務の全部の整理

(その事業分量その他の経営条件からみて固定した債務の額が過大であるため当該期限までにその全部の整理ができないと認められた場合)

二 漁業協同組合は、前項の規定により貸借対照表を作成するにあつては、農林省令で定めるところにより、資産の適正な評価を行ない、その評価によつて損失を生ずる場合には、その損失金額を欠損金に算入しなければならない。

三 漁業協同組合は、前項の規定により貸借対照表を作成するにあつては、農林省令で定めるところにより、資産の適正な評価を行ない、その評価によつて損失を生ずる場合には、その損失金額を欠損金に算入しなければならない。

四 固定した債務の条件の緩和そのための措置

(その事業分量その他の経営条件からみて固定した債務の額が過大であるため当該期限までにその全部の整理ができないと認められた場合)

五 固定した債務の整理

六 欠損金の補てん

七 出資金の増加

(整備計画の適合の認定)

る場合には、その損失金額を欠損

金に算入しなければならない。

3 漁業協同組合は、第一項の規定により整備計画をたてるにあたつては、農林省令で定めるところにより、信用漁業協同組合連合会(水産業協同組合法(昭和二十二年法律第二百四十二号)第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会をいう。以下同じ。)又は農林中央金庫と協議しなければならない。

4 漁業協同組合が第一項の規定により整備計画をたてるには、その組合員(水産業協同組合法第十八条第三項の規定による組合員を除く。)の半数以上が出席する総会において、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならぬ。

5 整備計画(整備の目標)

6 整備計画(整備の内容)

7 整備計画(適合の認定)

8 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

9 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

10 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

11 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

12 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

13 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

14 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

15 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

16 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

17 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

18 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

19 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

20 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

21 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

22 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

23 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

24 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

25 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

26 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

27 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

28 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

29 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

30 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

31 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

32 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

33 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

34 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

35 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

36 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

37 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

38 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

39 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

40 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

41 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

42 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

43 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

44 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

45 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

46 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

47 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

48 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

49 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

50 整備計画(第一項の規定により整備計画の提出があつたとき)

以後最初に開始する事業年度である場合には、当該漁業協同組合が法人税法第二十五条第三項の規定により提出する申請書は、同項の期限後においても、当該事業年度の終了日の二月前までは、提出することができる。

第十三条 整備組合が指定日を含む事業年度の翌事業年度の開始の日以後昭和四十二年三月三十一日までに合併によつて解散し、当該合併によつて成立した漁業協同組合又は当該合併後存続する漁業協同組合又は当該合併が第七条において準用する場合又は当該合併によつて解散した漁業協同組合が第五条第二項(第六条第三項)の規定によりその整備組合が第五条第二項(第六条第三項)の規定により準用する場合又は当該合併によつて解散した漁業協同組合が第五条第二項(第六条第三項)の規定によりその整備組合を含む。)につき適用である旨の認定を受けているときは、当該合併によつて解散した整備組合で第十一条第一項に規定する場合に準用する場合を書(次項において準用する場合を含む。)の欠損金の明細書を同条第二項(次項において準用する場合を含む。)の規定により提出し、かつ、同条第一項ただし書き(次項において準用する場合を含む。)に規定する事業年度に係る青色申告書を提出しているとともに、その後において解散の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る青色申告書を提出する。

第十四条 都道府県知事は、組合員の数の過少その他特別の理由による限り(解散の日を含む事業年度の直前の事業年度を除く。)において青色申告書を提出しているもの(以下こうう。)の同条第一項の欠損金で、当該合併によつて成立した漁業協同組合において「解散整備組合」といふ事業を継続することが著しく困難であると認められる漁業協同組合がある場合において、漁業協同組織の健全な発展を図るため必要があるときは、当該漁業協同組合及びこれと合併することを相当と認める漁業協同組合に対し、合併についての協議をするべき旨の勧告をすることができる。

2 前項の勧告は、第二条第一項の政令で定める日までにするものとする。(合併の場合の承継漁業権の行使に関する特例)

第十五条 前条第一項の勧告に係る漁業協同組合が合併する場合において、当該合併によつて成立した漁業協同組合又は当該合併後存続する漁業協同組合が当該解散整備組合についての解散の日を含む事業年度(当該解散整備組合が解散の日を含む事業年度に係る青色申告書を提出しないで解散した場合には、当該解散の日を含む事業年度及びその直前の事業年度)に係る青色申告書を提出した場合に限る。

前項本文の場合には、第十二条第一項ただし書き及び第二項から第四項までの規定を準用する。

第十六条 漁業協同組合整備基金(以下「基金」という。)は、法人と業協同組合にあつてはその最初の定款において、合併後存続する漁業協同組合にあつてはその最初の定款により共同漁業権又は区画漁業権(ひび建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる目類養殖業を内容とするものに限る。)を承継する。

第十七条 漁業協同組合整備基金(以下「基金」という。)は、法人と業協同組合にあつてはその最初の定款において、合併後存続する漁業協同組合にあつてはその最初の定款により共同漁業権又は区画漁業権(ひび建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる目類養殖業を内容とするものに限る。)を承継する。

第一項本文の場合には、第十二条第一項ただし書き及び第二項から第四項までの規定を準用する。

しないで解散した場合には、当該

(合併の選択措置)

業協同組合にあつてはその合併後

(事務所)

遅滞なく定款を変更して、いずれも、当該承継に係る漁業権についての組合員の権利につき規定を設けなければならない。この場合に

は、当該規定に係る定款の部分につき、その定款の設定又は変更前に、当該合併により解散する漁業協同組合の当該解散時の組合員で当該合併によって成立する漁業協同組合によつて成立する漁業協同組合の組合員となるもの又は当該合併後存続する漁業協同組合の組合員となつたものの三分の一以上との同意を得なければならぬ。

第十九条 基金は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一 目的
二 名称
三 事務所の所在地
四 資本金、出資及び資産に関する事項
五 役員に関する事項
六 出資者総会に関する事項
七 業務及びその執行に関する事項

2 基金は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(定款)

第二十一条 基金は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一 目的
二 名称
三 事務所の所在地
四 資本金、出資及び資産に関する事項
五 役員に関する事項
六 出資者総会に関する事項
七 業務及びその執行に関する事項

2 基金は、必要的地に從たる事務所を置くことができる。

(定款)

第二十二条 基金の資本金は、次条第一項に規定する者が出資する金額の合計額とする。

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

九 公告の方法

八 財務及び会計に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

六 出資者総会に関する事項

五 役員に関する事項

四 資本金、出資及び資産に関する事項

三 事務所の所在地

二 基本的

一 基本的

第十八条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。

第十九条 基金は、必要的地に從たる事務所を置くことができる。

(定款)

第二十条 基金の資本金は、次条第一項に規定する者が出資する金額の合計額とする。

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

九 公告の方法

八 財務及び会計に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

六 出資者総会に関する事項

五 役員に関する事項

四 資本金、出資及び資産に関する事項

三 事務所の所在地

二 基本的

一 基本的

第十九条 基金は、必要的地に從たる事務所を置くことができる。

(定款)

第二十条 基金の資本金は、次条第一項に規定する者が出資する金額の合計額とする。

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

九 公告の方法

八 財務及び会計に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

六 出資者総会に関する事項

五 役員に関する事項

四 資本金、出資及び資産に関する事項

三 事務所の所在地

二 基本的

一 基本的

第十九条 基金は、必要的地に從たる事務所を置くことができる。

(定款)

第二十条 基金の資本金は、次条第一項に規定する者が出資する金額の合計額とする。

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

九 公告の方法

八 財務及び会計に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

六 出資者総会に関する事項

五 役員に関する事項

四 資本金、出資及び資産に関する事項

三 事務所の所在地

二 基本的

一 基本的

第十九条 基金は、必要的地に從たる事務所を置くことができる。

(定款)

第二十条 基金の資本金は、次条第一項に規定する者が出資する金額の合計額とする。

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

九 公告の方法

八 財務及び会計に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

六 出資者総会に関する事項

五 役員に関する事項

四 資本金、出資及び資産に関する事項

三 事務所の所在地

二 基本的

一 基本的

第十九条 基金は、必要的地に從たる事務所を置くことができる。

(定款)

第二十条 基金の資本金は、次条第一項に規定する者が出資する金額の合計額とする。

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

九 公告の方法

八 財務及び会計に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

六 出資者総会に関する事項

五 役員に関する事項

四 資本金、出資及び資産に関する事項

三 事務所の所在地

二 基本的

一 基本的

第十九条 基金は、必要的地に從たる事務所を置くことができる。

(定款)

第二十条 基金の資本金は、次条第一項に規定する者が出資する金額の合計額とする。

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

九 公告の方法

八 財務及び会計に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

六 出資者総会に関する事項

五 役員に関する事項

四 資本金、出資及び資産に関する事項

三 事務所の所在地

二 基本的

一 基本的

第十九条 基金は、必要的地に從たる事務所を置くことができる。

(定款)

第二十条 基金の資本金は、次条第一項に規定する者が出資する金額の合計額とする。

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

九 公告の方法

八 財務及び会計に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

六 出資者総会に関する事項

五 役員に関する事項

四 資本金、出資及び資産に関する事項

三 事務所の所在地

二 基本的

一 基本的

第十九条 基金は、必要的地に從たる事務所を置くことができる。

(定款)

第二十条 基金の資本金は、次条第一項に規定する者が出資する金額の合計額とする。

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

九 公告の方法

八 財務及び会計に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

六 出資者総会に関する事項

五 役員に関する事項

四 資本金、出資及び資産に関する事項

三 事務所の所在地

二 基本的

一 基本的

第十九条 基金は、必要的地に從たる事務所を置くことができる。

(定款)

第二十条 基金の資本金は、次条第一項に規定する者が出資する金額の合計額とする。

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

九 公告の方法

八 財務及び会計に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

六 出資者総会に関する事項

五 役員に関する事項

四 資本金、出資及び資産に関する事項

三 事務所の所在地

二 基本的

一 基本的

第十九条 基金は、必要的地に從たる事務所を置くことができる。

(定款)

第二十条 基金の資本金は、次条第一項に規定する者が出資する金額の合計額とする。

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

九 公告の方法

八 財務及び会計に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

六 出資者総会に関する事項

五 役員に関する事項

四 資本金、出資及び資産に関する事項

三 事務所の所在地

二 基本的

一 基本的

第十九条 基金は、必要的地に從たる事務所を置くことができる。

(定款)

第二十条 基金の資本金は、次条第一項に規定する者が出資する金額の合計額とする。

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

九 公告の方法

八 財務及び会計に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

六 出資者総会に関する事項

五 役員に関する事項

四 資本金、出資及び資産に関する事項

三 事務所の所在地

二 基本的

一 基本的

第十九条 基金は、必要的地に從たる事務所を置くことができる。

(定款)

第二十条 基金の資本金は、次条第一項に規定する者が出資する金額の合計額とする。

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

九 公告の方法

八 財務及び会計に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

六 出資者総会に関する事項

五 役員に関する事項

四 資本金、出資及び資産に関する事項

三 事務所の所在地

二 基本的

一 基本的

第十九条 基金は、必要的地に從たる事務所を置くことができる。

(定款)

第二十条 基金の資本金は、次条第一項に規定する者が出資する金額の合計額とする。

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

九 公告の方法

八 財務及び会計に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

六 出資者総会に関する事項

五 役員に関する事項

四 資本金、出資及び資産に関する事項

三 事務所の所在地

二 基本的

一 基本的

第十九条 基金は、必要的地に從たる事務所を置くことができる。

(定款)

第二十条 基金の資本金は、次条第一項に規定する者が出資する金額の合計額とする。

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

九 公告の方法

八 財務及び会計に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

六 出資者総会に関する事項

五 役員に関する事項

四

第三百四十六号)第五条ただし書の規定により、主務大臣が指定したもの(を除く)。

三 農林中央金庫

2 前項第二号に規定する漁業信用基金協会及び農林中央金庫は、それぞれ、中小漁業融資保証法第四

年法律第四十二号)第十六条の規定及び農林中央金庫法(大正十二

定にかかわらず、基金に出資することができる。

2 前項の規定により登記をしなければならない。

2 第二十六条 基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、これをもつて第三者に對抗することができない。

(出資金)

第二十二条 基金の出資一口の金額は、十万円とする。

2 基金に出資する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて基金に対抗することができない。

(持分の払いもどし等の禁止)

第二十三条 基金は、出資者に対し、その持分を払いもどすことができない。

2 基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(出資者たる地位の喪失)

第二十四条 出資者は、その持分の全部の譲渡しによつてのみ出資者たる地位を失うことができる。

(持分の譲渡)

第二十五条 出資者は、基金の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の

2 第二十一一条第一項各号に掲げる者でなければ、出資者の持分の譲渡しを受けることができない。

3 出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

(登記)

2 第二十六条 基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、これをもつて第三者に對抗することができない。

(出資金)

第二十二条 基金の出資一口の金額は、十万円とする。

2 基金に出資する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて基金に対抗することができない。

(持分の払いもどし等の禁止)

第二十三条 基金は、出資者に対し、その持分を払いもどすことができない。

2 基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(出資者たる地位の喪失)

第二十四条 出資者は、その持分の全部の譲渡しによつてのみ出資者たる地位を失うことができる。

(持分の譲渡)

第二十五条 出資者は、基金の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の

業務を掌理し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事

人の請求により、一時理事長の職務を行なうべき者を選任すること

ができる。

3 監事は、基金の業務を監査する。

(役員の兼任禁止)

3 監事は、理事長又は理事と兼ねてはならない。

(代理権の制限)

3 第三十二条 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事

長は、代理権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

(代理人の選任)

3 第三十三条 基金でない者は、漁業協同組合整備基金という名称を用いてはならない。

(役員の任期等)

3 第三十二条 理事長及び理事の任期は三年とし、監事の任期は二年とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 理事長、理事又は監事が欠けたときは、遅滞なく補欠の役員を選任しなければならない。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 理事長、理事又は監事が欠けたときは、遅滞なく補欠の役員を選任しなければならない。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 出資者総会の議事は、この法律又は定款に特別の定がある場合

ほか、出席者の議決権の過半数で決し、可否同數のときは、議長の決權を有する。

2 出資者総会の議事は、この法律又は定款に特別の定がある場合

ほか、出席者の議決権の過半数で決し、可否同數のときは、議長の決權を有する。

3 議長は、出資者総会において、そのつど選任する。

4 議長は、出資者として出資者総会の議決に加わる権利を有しない。

2 出資者総会は、出資者の総員をもつて組織する。

2 出資者が出資者の総員の三分の一以上の同意を得て、会議の目的

たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して出資者

総会の招集を請求したときは、理

事長は、その請求のあつた日から起算して二十日以内に、出資者総会を招集しなければならない。

3 第三十九条 出資者総会は、理事長が招集する。

2 出資者が出資者の総員の三分の一以上の同意を得て、会議の目的

たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して出資者

総会の招集を請求したときは、理

事長は、その請求のあつた日から起算して二十日以内に、出資者総会を招集しなければならない。

2 出資者総会は、出資者の総員の三分の二以上の多数による議決をもつて、役員を解任することができる。

3 第三十二条第二項の規定は、前項の規定による役員の解任につき準用する。

3 第三十二条第二項の規定は、前項の規定による役員の解任につき准用する。

3 出資者及び基金の債権者は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

(解散)

第五十二条 基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者が分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律で定める。

第八節 罰則

第五十三条 第四十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。
二 第二十三条第一項の規定に違反して、出資者の持分を払いもどしたとき。

三 第二十三条第二項の規定に違反して、出資者の持分を取得を受けたとき。
四 第二十六条第一項の政令の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

五 第四十条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。
六 第四十三条第一項の規定に違反して、財務諸表を出資者に交付しないとき。
七 第四十五条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

八 第四十六条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。
九 第五十一条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、又は正当な理由がないのに同条第一項の書類の閲覧を拒んだとき。
第十一条 第二十七条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内に附 则 (施行期日)

において政令で定める日から施行する。

(基金の設立)

第一条 農林大臣は、第二十一条第一項各号に掲げる者の役員のうちから設立委員を命じて、基金の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、前項の認可を受けたときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

3 設立委員は、前項の認可を受けたときは、農林省令で定める手続により、基金の理事長、理事又は監事となるべき者を選任し、農林大臣の認可を受けなければならない。

4 設立委員は、前項の認可を受けたときは、第二十一条第一項各号に掲げる者に対し、基金に対する出資を募集しなければならない。

5 設立委員は、前項の規定による募集が終つたときは、農林大臣に對して、設立の認可を申請しなければならない。

6 設立委員は、出資金の払込み(出資金が分割して払い込まれるときは、第一回の払込み)があつた日において、その事務を第二項

の規定により選任された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

第九条 基金の最初の事業年度は、第四十二条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十六年三月三十一日に終るものとする。

(登録税法の一部改正)

第十条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。
第十九条第七号中「酪農振興基金」の下に「漁業協同組合整備促進法」の下に「漁業協同組合整備促進法」を加える。

第十二条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよう

に改正する。

第十三条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよう

に改正する。

第十四条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよう

に改正する。

第十五条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよう

に改正する。

第十六条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよう

に改正する。

第十七条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよう

に改正する。

(経過規定)

第七条 基金の成立の当初における払込済の資本金の額は、一億円を下るものであつてはならない。

(成立の当初の資本金)

第八条 この法律の施行の際現に漁業協同組合整備基金という名称を使用している者は、この法律の施行六月以内にその名称を変更しなければならない。

第三条第一項第十二号中「酪農振興基金」の下に「漁業協同組合整備基金」を加える。

（律第 号）附則第六項の規定により納付される回収金及び同法による改正前の中小漁業融資保証法（以下「旧法」という。）第七十四条の規定により代位した求償権に基づく回収金は、この会計の歳入とし、旧法第七十七条第二項の規定による委託業務についての委託手数料は、この会計の歳出とする。

【堺本宜美君登壇、拍手】

○堺本宜美君　ただいま議題となりました漁業関係の法律案二件について、農林水産委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

まず、漁業協同組合整備促進法案について申し上げますと、昭和二十四年二月現行の水産業協同組合法が施行され、漁業協同組合の組織化が進み、今日に至っているのであります。これらの組合の中には、經營の不振なもののが少なくなく、これら不振組合の整備を促進し、漁業に関する協同組合の健全な発展に資するため、この法律案が提案されたのであります。これが内容の骨子とすることは、不振組合の整備方式と、漁業協同組合整備基金の設置とであります。

第一の不振組合の整備方式につきましては、政府原案では、不振組合がこの法律によつて整備を行なおうとする

第十八号 漁業協同組合整備促進法案外一件 電信電話設備の拡充のための

場合には、政令で定める日までに、都道府県知事が指定する日現在で、所定の方法によつて貸借対照表を作成し、これに基づいて所定の内容を盛つた整備計画を立て、都道府県知事の認定を受けることとし、整備の目標は、五年間に固定債務と欠損金の全部を整理補おり、これら整備計画の樹立及び実施等に關して、都道府県知事の助言またはあつせんが受けられ、また、組合の過去における欠損金の補てんの便に資するため、法人税法の特例を設け、さらに整備の一環として弱小組合の合併促進の措置を規定し、なお、整備を側面から援助するため、信用漁業協同組合連合会が整備組合の組合員に対して直接貸しを行なうことのできる道を開いた等であります。

しかして、かかる政府の原案に対して、衆議院において、都道府県が整備計画による利息の減免及び組合の合併に対し補助金及び奨励金を交付することができるなどを明文化した修正が加えられたのであります。

第二の漁業協同組合整備基金については、基金は、漁業協同組合の整備に関する指導及び助成を行なうこと目ととする法人で、その資本金は、漁業協同組合連合会、漁業信用基金協会及び農林中央金庫の出資をもつてし、国は基金に対して無利息の資金を貸し付けて、しかし、基金は、出資者の出資金と國からの貸付金の運用益をもつて、組合の整備に関し、利子補給、合併奨励金の交付及び促進指導等の業務について規定し、なお、登録税法その他の税法上の特例を設けているのであります。

次は、中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案であります。昭和二十七年十二月、中小漁業融資保証法が施行され、漁業信用基金協会によつて中小漁業者のためにその債務の保証を行なつてきたのであります。求償権の回収を円滑にする措置を講ずるためこの法律案が提出されたのであります。十七年第一は、政府の求償権の代位を取りやめたことで、現行制度によりますと、政府が漁業信用基金協会とその保証について保険契約を結んで、保険金を支払った場合には、協会に代位してその一部を取得することができます。ところなつておりますが、かかる政府の代位を取りやめ、協会が求償権の管理及び行使に当たり、政府から支払いを受けた保険金とそれに対する利息との合計に相当する額を政府に納付することとし、第二は、協会が政府に対しても保険金の支払いを請求できる期間を短縮したことと、現在は保険事故の発生の日から三ヶ月を経過しなければならないことになつておりますが、これを

一ヵ月としたのであります。以上の如きは、政府が所有する求償権を協会に譲り渡して、その管理及び行使の一元化をはかるとともに、中小漁業融資保証を保険特別会計法に所要の改正を加えな等であります。

委員会におきましては、これらの新法律案を一括して審査を行ない、まず、政府当局から提案理由その他について説明を開き、質疑に入り、沿岸漁業振興対策、漁業協同組合の不振の原因とその対策、不振組合の整備計画とその実行方法、組合の現況とその合併方針、基金の性格、規模及び運営方針、中小漁業融資保証事業の現況と今回の改正の得失、不振組合の整備と其金協会の代位弁済にかかる債務の取り扱い等の問題に関して、諸般の事項にわたって政府の見解がただされたものであります。これらは会議録にて譲ることを御了承いただきたいのであります。

かくして質疑を終わり、両法律案をそれぞれについて討論に入り、別に発言もなく、採決の結果、これらの法律案は、いずれも全会一致をもつて衆議院に送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、漁業協同組合整備促進法案について、沿岸漁業の振興、基金の資金の拡充、整備組合の中小漁業融資保証事業による代位弁済の債務の整理、超不振組合の対策について、政府の善処を求める内容の附帯決議を決定し、こ

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

した場合に第二条第一項の規定により引き受けるべき債券の払込額に相当する額から、変更前の加入電話の種類に変更があつた加入電話については、その期間内に係る加入電話の種類のうち、その種類と同一の種類の加入電話に係る加入電話加入申込をしたものとした場合に同項の規定により引き受けるべき債券の払込額（構内交換電話については、交換設備及び電話機に係る部分を除く。）がもつとも多額となる加入電話の種類とする。）と同一の種類の加入電話に係る加入電話加入申込をしたものとした場合に同項の規定により引き受けるべき債券の払込額（構内交換電話については、交換設備及び電話機に係る部分を除く。）に相当する額を控除し、残額があるときは、公社が定める期日までに、その残額を払込額とする債券を引き受けなければならない。

2 前項の加入者が同項の規定による債券の引受けをしないときは、公社は、同項の請求に応じないものとする。

（構内交換電話の交換設備の増設等の場合の債券の引受け）

第五条 構内交換電話の交換設備又は電話機の増設又は変更の請求

（三十日以内の使用期間を指定してするもの）を公社にした加入者は、公社がその請求に応ずべき旨の通知を発したときは、公社が定める期日までに、その増設又は変更に通常要する費用の額を

基準として、設備の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額を払込額とする債券を引き受けなければならない。

いい、郵政省令で定めるものを除く。
く。以下同じ。)の申込みをした者は
は、公社がその申込みにつき承諾
の通知を発したときは、公社が定
める期日までに、その専用契約に
係る専用設備の端末機器の設置に
通常要する費用の額を基準として
て、機器の種類ごとに公社が郵
大臣の認可を受けて定める額を払
込額とする債券を引き受けなければ

3 郵政大臣は、第一項の告示を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

した者に対し、郵政省令で定めるところにより、これらの規定によることの引受けを免除することができる。ただし、これらの規定により引き受けるべき債券の払込額のうち構内交換電話の交換設備及び電話機並びに専用設備の端末機器（郵政省令で定めるものを除く。）に係る部分については、この限りでない。

設の請求（三十日以内の使用期間を指定してするものを除く。）を公社にした加入者は、公社がその請求に応ずべき旨の通知を発したときは、公社が定める期日までに、その設置又は増設に通常要する費用の額を基準として、機器の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額を払込額とする債券を引き受けなければならない。

2 第四条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（加入電信の加入申込の場合の債券の引受け）

第七条 加入電信の加入契約の申込みをした者は、公社がその申込みにつき承諾の通知を発したときは、公社が定める期日までに、六十万円以内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める額を払込額とする債券を引き受けなければならぬ。

2 第二条第一項の規定は、前項の場合に準用する。

（専用契約の申込み等の場合の債券の引受け）

第八条 専用契約（公衆電気通信法第五十六条に規定する専用契約を

2 第二条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第五条の規定は、専用設備の端末機器の増設又は種類の変更の請求の場合に準用する。

(引き受けるべき債券の発行条件等)

第九条 加入電話若しくは加入電信加入者、専用契約の申込みをした者、又は専用者が前七条の規定により引き受けるべき債券は、郵政大臣が告示で定める種類及び発行条件のものとする。

2 郵政大臣は、前項の債券の種類及び発行条件については、同項の債券に係る利回りが、鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律（昭和二十八年法律第二百二十九号）の規定による政府の保証契約に係る鉄道債券及び電信電話債券の利回りとおむね均衡を失しないことを旨として、同項の告示を定めなければならぬ。

(引き受けるべき債券の額の公示)
第十二条 公社は、第二条第一項第二号若しくは第三号の規定により当該各号に規定する額を定めたとき、又は第三条第一項、第五条第一項（第八条第三項において準用する場合を含む。）、第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の規定により当該各項に規定する額を定めたときは、郵政省令で定める方法により、これを公示しなければならない。

(適用除外)
第十三條 この法律の規定は、國の機関には、適用しない。
附 則
1. この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
2. この法律は、昭和四十八年三月三十日までに廃止するものとする。
3. 電話設備費負担臨時措置法（昭和二十六年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項、第三条第一項、第四条の二第一項、第四条の三第一項及び第三项、第四条の四、第五条第一項、第五条の二第一項並びに第五条の三第一項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十五年三月三十一日」に改める。
4. 公衆電気通信法の一部を次のように改正する。
別表第三中「装置料」を「設備料」に、「四千円」を「一万円」に改める。
5. 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定等の実施に伴う公衆電気通信

法等の特例に関する法律（昭和二十七年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第二条 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律（昭和三十五年法律第一号）の規定は、アメリカ合衆国の軍隊には適用しない。

第四条第二項を次のように改め定は、アメリカ合衆国の軍隊には適用しない。

第二条の規定は、国際連合の軍隊に準用する。

〔柴田栄君登壇、拍手〕
○柴田栄君 ただいま議題となりました電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案について、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

日本電信電話公社は、昭和三十三年以来、第二次五カ年計画に基づき、電話の建設拡充を企図いたしております。

が、国民の電話に対する要望は最近にわざに燃烈になつて参りました。しかも、この傾向は今後も相当期間繼續するものと推測され、既定の計画の程度をもつては、電話の需要を充足し、もつて国民の要望に応ずることはなはだ困難な状態となつて参りました。従いまして、早急に建設計画の規模を拡大する必要に迫られたのであります。

この拡大計画の実施のためには膨大な建設資金を要するのであります。既に講じてあること、公衆電気通信法の別表中の装置料であるのを設備料と改定計画の支柱となつております現行の電話設備費負担臨時措置法をもつては、とうていこの巨額の所要資金を調達することができないので、現行負担法にかえて本案を制定いたそとをするものであります。

次に、本案の内容のおもなものについて申し上げますと、まず第一に、加入者の引き受けるべき債券の金額は、最高十五万円以内、最低二万円以内において、電話取扱局の等級に応じてその額を定めること。

第二に、債券引き受けの対象は、新たに加入電信を追加いたしたほかは、現行負担法の場合とは同様となつております。

第三に、引き受けるべき債券の種類及び発行条件は郵政大臣が定めることとし、その利回りは、政府保証債の利回りとの均衡を考慮することにいたしております。

第四に、債券の引き受け免除については、国に対してもこの法律の適用を除外しております。警察、消防機関等の普及に伴う電信について、従業員の待遇改善等であります。なお、詳細については会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

第五に、債券の引き受けを一部免除することは、日本電信電話公社が郵政大臣が定めたところ、自由民主党を代表して鈴木恭一委員より、自由民主党を代表して鈴木恭一委員より、電電公社は、長期計画を立て、昭和四十七年度末までに積滞を一掃し、市外通話もすべて即時化しようとしていること、加入者に協力を求める債券の発行条件は適正と認められると、従業員の待遇には格段の努力を傾注すること等述べ、なお、附則第一項の施行期日「昭和三十五年四月一日から」を「公布の日から」と、同第三項の「昭和三十五年三月三十一日に改める」を「本法施行の前日」と、

め、その料額四千円を一万円に改正し

ていること、そのほか、本法律案は、

社会党を代表して鈴木義典君より、電

信電話事業の公共性にかんがみ、そ

とを明らかにしていること等であります。

通信委員会におきましては、郵政、大

蔵省及び日本電信電話公社各当局に

つき、詳細にわたり質疑を行ない、慎

重に審議いたしましたが、問

題となつたおもなる点を申し上げます

と、計画改定の理由、建設資金の不足

は加入者に負担させることなく財政投

融によるべきこと、電信電話料金の

再検討、工事量増大に伴う消化能力の

有無、電信電話債券の市価安定、電話

の普及に伴う電信について、従業員の

待遇改善等であります。なお、詳細に

ついては会議録によつて御承知を願い

ます。提案の理由を申し上げます。

日本電信電話公社は、昭和三十三年以来、第二次五カ年計画に基づき、電話の建設拡充を企図いたしております。

が、国民の電話に対する要望は最近にわざに燃烈になつて参りました。しかも、この傾向は今後も相当期間繼續する必要があります。

そこで、その利回りは、政府保証債の利回りとの均衡を考慮することにいたしました。

第三に、引き受けるべき債券の種類及び発行条件は郵政大臣が定めることとし、その利回りは、政府保証債の利回りとの均衡を考慮することにいたしました。

第四に、債券の引き受け免除については、国に対してもこの法律の適用を除外しております。

第五に、債券の引き受けを一部免除することは、日本電信電話公社が郵政大臣が定めたところ、自由民主党を代表して鈴木恭一委員より、電電公社は、長期計画を立て、昭和四十七年度末までに積滞を一掃し、市外通話もすべて即時化しようとしていること、加入者に協力を

求めれる債券の発行条件は適正と認められると、従業員の待遇には格段の努力を傾注すること等述べ、なお、

附則第一項の施行期日「昭和三十五年四月一日から」を「公布の日から」と、

同第三項の「昭和三十五年三月三十一日に改める」を「本法施行の前日」と、

おのの改める、との修正動議を述べ

て本案に賛成されました。次いで日本

府は必要な資金調達に対し国家財

政資金の増額に努めること。

三、電信電話事業の特異性に鑑み、

労働条件特に要員の確保並びに貨

境、福利厚生施設等の向上につい

て積極的な施策を行い、拡充計画

の完遂を図ること。

右決議する。

討論を終えまして、まず、鈴木恭一

委員の修正案につき、次いで右の部分

を除く原案全部について採決いたしましたところ、いずれも多數をもつて可

決すべきものと決定した次第であります。

なお、山田委員提案の附帯決議につ

いては、全会一致賛成でありましたこと

とを付言いたします。

右御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（平井太郎君） 本案に対し討

論の通告がござります。発言を許しま

す。森中守義君。

〔森中守義君登壇、拍手〕

○森中守義君 私は、日本社会党を代

表いたしまして、ただいま議題となりました電信電話設備の拡充のための暫

定措置に関する法律案に対し、反対の意を表するものであります。

最近、電話架設促進に対する国民の

要望は急速に高まり、電電公社の既定

計画をもつてしては、とうい国民の

強い要望を満足させることはできなくなり、現に遂行中の第二次五ヵ年計画の中途において、この膨大な修正拡大を余儀なくされるに至りましたことは、一つには、電電公社が過去においてその見通しを誤つたものというべきであります。しかし、他面、私は、国民の懸念な要望に応じて拡大修正すること自体は当然であり、しかして、急速に国民の要望にこたえる徹底した拡充計画を期待するのあまり、さきにわが党は独自の改訂計画案を示して、これが実現を政府に迫つたのであります。これが、これを一蹴し、あまりにも無計画、無原則な一方的計画を策定し、本法案を提出したことは、わが党の絶対に容認できないところであります。

て經營され、現に政府関係機関として公社によって經營されている事業の融資で備抵張の資金のこときものは、当然国庫から財政資金の投融資に仰ぐべき性質のものであります。財政資金が欠乏している場合、その一部を一般市場に起債することはあるいはやむを得ないものといたしましても、その多くを事業の利用者たる加入申込者の側に求むべきでないことはもちろんであります。しかるに、改訂計画におきましては、前に述べた一ヵ年平均六百九十億円の外部資金のうち、財政資金の融資、公募合わせて二百八十億円、割合において四割強にすぎず、残余の六割、すなわち四百八億円は、これをこの法律案による加入申込者の債券引き受け制度に依存しようとするとあります。また、これを見て、わが党はかかる暴策を断じて許容できないのであります。また、これを本年度建設計画について見る場合、建設資金総額千二百八十五億円に対し財政投融資はわずかに八十億円、実に六割強にすぎず、今年度の財政投融資総額五千九百四十一億円に対しては、驚くなれ、わずか一%強にすぎないのであります。そこで、電信電話事業に対する岸内閣及び自由民主党の態度と認識の不足を遺憾なく暴露したもので、その無策を追及するものであります。しかしして、この結果は、今後十三年間にわたる経済成長の見通しが具体的かつ確定期的なものとして国民に納得させる

要素に乏しく、勢い数年を出でずして、計画の変更、法改正の必要に迫られるのではないかと憂うるのであります。そして国民の利便を確保し、公共の福祉を増進することを目的として設立された国営事業としての電電公社の面目いらずにありやと疑わざるを得ないであります。

次に問題とすべき点は、かかる膨大な拡大修正計画遂行に対する電電公社の促進態勢についてであります。たとえば、本年度計画に見る建設資金一千百八十五億円は、前年度の八百五十億円に比べ実に5%をこえる激増であります。公社は、この拡大修正の実施にあたって、これが消化克服方策として、地方への分権制度、建設局設置、工事の平準化等、もろもろの改善策を講ずることによって乗り切れるとしていますが、このよきな急激なる建設に対し期待すべき成果がはたして容易に得られるかどうか、これまた疑いなきを得ません。もとより電電公社は、三公社五現業中でも誇るべき業績をおさめていることは業目の一致するところであります。が、公社当局、従業員の努力は高く評価されましても、根本的に考えて、現在の公社經營のあり方が公共企業体としての自主性を十二分に發揮し得るようになつていいかどうかという点について、いま一度焦点を当てる必要があります。すなわち、政府の公社に対する監督権、拘束予算制度、給

与総額制度、資金の国庫統一の原則、正常な労使関係の確立など、根本的に再検討し解決すべき問題が山積しているにもかかわらず、今後十三年間にわたる膨大なる拡充計画の策定にあり、何らこれらの点に触れていないのは、まことに大胆無謀な計画であり、わが党は岸内閣及び公社当局に痛烈な非難を加えるものであります。また、わが国の産業、経済、文化の著しい躍進を見、日進月歩の技術革新の目ざましい今日において、ともにかくにも今後十三年間といふ長期にわたり一般国民の負担において膨大なる拡充計画を遂行しようというには、前述の通り、根本問題と、さらに別個に事業運営の面においても、幾多の改善改良の施策が当然その前提として考究されなければならぬことは当然であります。今その最も重要な点について指摘をいたしますならば、根本的問題である料金体系について全然触れられていないこと、拡充計画遂行の一環である要員対策が全体として確立されていないこと、事業量に比べ、建設要員、保守要員が少ないということ、建設工事の直営、請負についての方針が不明確であること、事業の合理化、自動化等に伴つて、要員の職種転換、配置転換及び職員の訓練計画が全く見られないこと、委託業務の遞減に伴う対郵政省対策がら考えられないこと、電信電話の拡充計画といふのに、最も問題である

電信についてほとんど触れるところがないこと、「労務対策、すなはち従業員の労働条件の改善、待遇の改善等について触れていないことなどがあります。

最後に強く私が言及したいのは、前に述べました通り、この改訂計画の実行は従業員側における労働強化を来たすこととは何人も疑い得ないところであります。公社職員の給与は、公社法三十条の定めるところである。これに対する政府及び公社当局の解釈、考え方は、ことさら二項の「國家公務員及び民間事業の従業者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」ということに形式的にとらわれ、いたずらに右顧左眄しきわめて消極的である。少しも公社營としての自主性を持つた考證に立っていないことがあります。公社が二十七年発足以来ここに八年、その業績は見るべきものがあるにもかかわらず、その給与は、従来の沿革にとらわれ、國家公務員、郵政職員等に比べられるのみであつて、いささかも現状に即さず、低賃金、労働強化をあおり、全職員の不満を増大させているのであります。しかるに、一方において公社の事業成績を見れば、建設に繰り入れる自己資金は一ヵ年平均八百十億円の巨額に上り、ここ数年間、利益繰り入れと資金充当

前後の剰余金を生み出しております。毎年度四百億円のよくな業績の向上も全従業員の格別な努力の結晶がもたらしたものであることを思うとき、これを全部建設資金に振り向けてしまって、従業員に対し何ら還元するところがないのは、あまりにも従業員の勤労意欲を無視したやり方といわざるを得ないのであります。当局はさきに生産性向上協力手当の支給を認めたのを契機として、根本的に、公社企業の業績に対応した独自の給与、福利厚生施設等を初め、労働時間の短縮、要員の確保等を実施するよう、格段の配意をすべきであり、それによって初めて公社法の精神にも沿えると思うのであります。

○副議長(平井太郎君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。
討論は終局したものと認めます。
これより本案の採決をいたします。
委員長の報告は修正議決報告でござります。本案全部を問題に供します。委員長報告の通り修正議決することに賛成です。

○副議長(平井太郎君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

○本日の会議に付した案件

午後一時二十七分罷

地盤沈下対策促進に関する決議

日程第一 所得に対する租税に

する二重課税の回避のための日

国とインドとの間の協定の締結

について承認を求めるの件

日程第二 公営住宅法の一部を

正する法律案

田園第三 住宅地区改良法案

日程第四
四國地方開發促進法

卷之三

田程第五 科学技術庁設置法の

部修正案之法律案

田程第六 総理府設置法の一部

改正する法律案

昭和二十五年四月二十日 参議院会議録第十八号

副議長(平井太郎君)	これにて討論は終局したものと認めます。
委員長の報告は修正議決報告でござります。本案全部を問題に供します。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。	〔賛成者起立〕
副議長(平井太郎君)	過半数と認めます。よって本案は委員会修正通り議案されました。
次会の議事日程は、決定次第、公報もつて御通知いたします。	本日はこれにて散会いたします。
午後一時二十七分散会	
本日の会議に付した案件	
一、地盤沈下対策促進に関する決議案	
一、日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求める件	
一、日程第二 公営住宅法の一部を改正する法律案	
一、日程第三 住宅地区改良法案	
一、日程第四 四国地方開発促進法	
一部を改正する法律案	
一、日程第五 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案	
一、日程第六 総理府設置法の一部を改正する法律案	
出席者は左の通り。	
議員	議長 松野 鶴平君 副議長 平井 太郎君
村山 道雄君	谷口 慶吉君
田中 清一君	加賀山之雄君
稻浦 鹿藏君	大谷藤之助君
大竹平八郎君	加藤 正人君
吉江 勝保君	岩沢 忠恭君
苦米地英俊君	野本 品吉君
三木與吉郎君	佐藤 尚武君
天坊 裕彦君	市川 房枝君
大谷 豊潤君	辻 千田 正君
村上 義一君	堀 未治君
辻 政信君	竹中 恒夫君
太田 正幸君	千田 貞治君
黒川 武雄君	笹森 順造君
杉原 荒太君	泉山 三六君
山本 米田	鍋島 直紹君
北畠 正文君	谷村 貞治君
教貞君	岸田 幸雄君
川上 為治君	

鈴木	正利君	安部	清美君
万平君	手島	榮君	
林田	文門君		
平島	敏夫君	佐藤	芳男君
山本	利壽君	柴田	榮君
塙見	俊二君	増原	惠吉君
上原	正吉君	古池	
田中	啓一君	勝保	
田中	茂穂君	後藤	義隆君
杉浦	武雄君	秋山俊	一郎君
新谷寅三郎君	西川甚五郎君	古池	信三君
迫水	松平	勇雄君	
吉武	藤野	繁雄君	
下條	西川甚五郎君		
寺尾	松平	勇雄君	
大沢	西郷吉之助君		
石谷	高橋進太郎君		
鹿島	高橋進太郎君		
堀本	永野	護君	
井川	小林	英三君	
西田	前田佳都男君		
河野	野村吉三郎君		
高橋	植垣弥一郎君		
青柳	前田佳都男君		
安井	上林	忠次君	
秀夫君	江藤	智君	
諫君	鈴木	恭一君	
小柳	佐野	廣君	
木内	劍木	亨弘君	
重宗	加藤	武徳君	
郡	斎藤	昇君	
伊能繁次郎君	谷口弘三郎君		
伊能繁次郎君	小山邦太郎君		
青木	草葉	隆圓君	
一男君	堀木	鑑三君	
木村鶏太郎君	鹿島守之助君		
安田	津島	壽一君	
千葉千代世君	豊瀬	楨一君	
森中	米田	勲君	
野上	元君		
敏雄君	北村	暢君	

横川	坂本	正市君	鈴木	強君
岡村文四郎君	伊藤	頭道君	伊藤	昭君
大谷	賛雄君	植竹	大谷	昭君
大和	与一君	小酒井義男君	秀男君	占部
占部	春彦君	光村	甚助君	植竹
植竹	義男君	藤原	道子君	春彦君
小酒井	甚助君	加藤シヅエ君	加藤シヅエ君	小柳
光村	秀男君	木村禧八郎君	戸叶	山本伊三郎君
藤原	中田	戸叶	武君	小柳
加藤シヅエ君	吉雄君	相澤	重明君	基
木村禧八郎君	高田なほ子君	片岡	文重君	政七君
戸叶	湯澤三千男君	田畠	金光君	重明君
道子君	野溝	藤田	進君	重明君
加藤シヅエ君	勝君	加瀬	向井	完君
木村禧八郎君	清澤	小笠原	長年君	三男君
戸叶	俊英君	三男君	阿部	重雄君
武君	岡	三男君	田中	重雄君
相澤	三郎君	三郎君	千葉	信君
片岡	岩間	岩間	羽生	清君
田畠	正勇君	正勇君	内村	清君
藤田	武内	武内	内村	清次君
加瀬	五郎君	五郎君	内村	清次君
小笠原	三郎君	三郎君	山田	節男君
三男君	永末	永末	山田	小虎君
三男君	英一君	英一君	山田	小虎君
重雄君	藤田	藤田	山田	植竹
信君	藤太郎君	藤太郎君	山田	植竹
清君	永岡	永岡	内村	植竹
清君	永岡	永岡	内村	植竹
三七君	永岡	永岡	内村	植竹
信君	永岡	永岡	内村	植竹
清君	永岡	永岡	内村	植竹
清君	永岡	永岡	内村	植竹
三七君	永岡	永岡	内村	植竹
清次君	永岡	永岡	内村	植竹
節男君	永岡	永岡	内村	植竹
小虎君	永岡	永岡	内村	植竹
通商産業大臣	池田	得治君	植竹	春彦君
郵政大臣	勇人君	相馬	春彦君	勇君
建設大臣	勇君	助治君	益君	等君
國務大臣	勇君	繁夫君	良夫君	當子君

政府委員	總理府總務長官	福田 篤泰君	石原幹市郎君
	外務政務次官	小林 絹治君	菅野和太郎君
	農林政務次官	大野 市郎君	中曾根康弘君
	電気通信監理官	松田 英一君	
[第十五号参照]	審査報告書		
	補助金等の臨時特例等に関する法律 の一部を改正する法律案		
	右多數をもつて可決すべきものと議 決した。よつて要領書を添えて、報 告する。		
昭和三十五年三月三十日	大藏委員長 杉山 昌作		
	參議院議長松野鶴平殿		
	要領書		
一、委員会の決定の理由			
本法律案は、補助金等に関する 昭和三十四年度までの特例措置 を、昭和三十五年度においても引 続ぎ講じようとするものであつ て、適当な措置と認める。			
二、費用			
本法施行のため、別に費用を要 しない。			
審査報告書			
昭和二十八年度から昭和二十四年 度までの各年度における国債整理 基金に充てるべき資金の繰入の特 例に関する法律の一部を改正する 法律案			
右全会一致をもつて可決すべきもの と議決した。よつて要領書を添え て、報告する。			

昭和三十五年三月三十日
大蔵委員長 杉山 昌作
参議院議長松野鶴平殿
要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は国債の元金償還のための資金の繰入れ等に関する従来の特別措置を昭和三十五年度においても、引き続い講じようとするものであつて、適當な措置と認め
る。

二、費用
本法施行のため、別に費用を要しないが、昭和三十五年度国債整理基金特別会計予算に一般会計より受入として、前々年度剰余金の二分の一相当額を含め二百七十四億七百二十八万八千円、日本国有鉄道より受入として四十三億二千五百四万三千円、日本電信電話公社より受入として四十六億四千二百八十八万九千円が歳入として計上されている。

審査報告書

総理府設置法の一部を改正する法律案

昭和三十五年三月三十日
内閣委員長 中野 文門
参議院議長松野鶴平殿
要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は訴願制度調査会の審議が予想外にてまどり、本調査会

の設置期限である本年三月末日まではに審議事項の全部について審議を了することは困難であることが明らかになつたので、同調査会の設置期限を本年十二月末日まで九ヶ月延期しようとするものであつて、その措置は妥当と認める。

二、費用

本法律案に伴う予算は五十万五千円であつて、昭和三十五年度予算に計上されている。

審査報告書

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月三十日

農林水産
委員長 堀本 宜実

參議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農林漁業金融公庫に対する政府からの出資金を、十七億円増額するとともに、農地又は牧野の改良、造成又は復旧に対する貸付金の据置期間を延長し、また公庫の貸付金回収事務の簡素化をはからうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙のとおり附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行に必要な経費は七十七億円であつて、うち七億円は昭和三十五年度一般会計予算に、また

政府は速かに農林漁業金融の改善方策を決定しその実施を図ることとし、しかして当面次の事項に関する遺憾なく措置すべきである。

一、農林漁業者等の資金の需要に応じ、かつ貸付業務の円滑と貸出金利の低下を期し、農林漁業金融公庫の原資の充実を図り、しかして政府資金が原資の過半に達するよう政府の出資の増加に努めること。

二、農林漁業金融公庫の貸付金の据置期間内に土地改良事業の経済効果が収められるよう土地改良事業の完成を促進するため必要な措置を講ずること。

三、酪農業の健全な発達を期し、乳業の近代化を促進するため、すくなくとも酪農振興法に規定されている集約酪農地域および酪農經營改善地区において生産される牛乳の処理加工施設の新増設または改善のため必要な長期低利の資金を農林漁業金融公庫から融通することができるよう、速かに、所要の法制的および財政的措置を講ずること。

昭和三十一年三月三十日
運輸委員長 平島 敏夫
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、東海道新幹線の増設工事に要する資金の一部を借り入れるため日本国有鉄道が国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づいて発行する鉄道債券に関する事項並びに当該工事の円滑なる進捗を図るために理事の数を改正しようとするもので、委員会は適当なる措置と認めた。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

本法律施行のため特段の費用を要しない。

附帯決議

日本国有鉄道は、五ヶ年計画実施四年目を迎へ、さらに東海道幹線増設工事の早期実現の必要にせまられてい。又国鉄財政の現状は、真に憂慮すべき事態にある。よつて政府並びに国鉄当局は、左記事項につき善処すること。

一、五ヶ年計画の完全実施と東海道新幹線の早期完成を図ること。

二、国際復興開発銀行からの外資導入については、国鉄の自主性が損わることのないよう措置すること。

三、政府出資の実施並びに財政資金の貸付条件の緩和等の措置を図ること。

審査報告書

開拓融資保証法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと認めた。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月三十一日

農林水産
委員長 堀本 宜実

参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この法律案は、開拓者の短期當農資金等の融通を円滑にするため、中央開拓融資保証協会に対する政府からの出資を一億円増額しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用
本法施行のための経費として、昭和三十五年度一般会計予算に一千五百円が計上されている。

附帯決議
政府は、アジア經濟研究所の実施する海外経済事情の基礎的かつ総合的な調査研究の重要性にかんがみ、本法の施行にあたつては、左の諸点に特に留意すべきである。

アシア経済研究所法案
審査報告書
昭和三十五年三月三十一日

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

要領書
商工委員長 山本 利壽
参議院議長 松野鶴平殿

一、委員会の決定の理由
本法律案は、アシア地域等の貿易の拡大及び経済協力の促進に寄り、本法律案は、アシア地域等の貿易の拡大及び経済協力の促進に寄り、

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

審査報告書
裁判官彈劾法の一部を改正する法律案
昭和三十五年三月三十一日

要領書
委員会の決定の理由
本法律案は、アシア地域等の貿易の拡大及び経済協力の促進に寄り、

審査報告書

研究等を行なう機関として特殊法人アシア經濟研究所を設立しようとするものであつて、妥当な措置と認めた。なお、別紙のとおり附帯決議を行なつた。

昭和三十五年三月三十一日

議院運営
委員長 高橋進太郎
参議院議長 松野鶴平殿

二、費用

本法施行のため必要な費用として、昭和三十五年度一般会計予算にアシア經濟研究所に対する出資金一億円及び事業費補助金約一億五千万円が計上されている。

五千万円が計上されている。

附帯決議

政府は、アシア經濟研究所の実施する海外経済事情の基礎的かつ総合的な調査研究の重要性にかんがみ、

本法の施行にあたつては、左の諸点に特に留意すべきである。

一、研究所の運営に際しては、わが國の当面する貿易の振興及び経済協力の推進に直接寄与し、国の要請に応えうるよう措置すること。

二、研究所には、アシア地域についてもとより、わが国の貿易及び経済協力に密接な関連を有し、かく

つ未だ調査研究の充分に行われてない中南米、アフリカ等の諸事情についても、遅滞なく、適切な

調査研究を行わしめること。

昭和三十五年三月三十一日

要領書
地方行政
委員長 新谷寅三郎
参議院議長 松野鶴平殿

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月三十一日

要領書
公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案
昭和三十五年三月三十一日

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月三十一日

要領書
裁判官彈劾法の一部を改正する法律案
昭和三十五年三月三十一日

要領書
委員会の決定の理由
本法律案は、アシア地域等の貿易の拡大及び経済協力の促進に寄り、

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月三十一日

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案
代理理事長 加瀬 完
参議院議長 松野鶴平殿

二、費用

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月三十一日

要領書
地方行政
委員長 新谷寅三郎
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月三十一日

要領書
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月三十一日

要領書
地方行政
委員長 新谷寅三郎
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月三十一日

要領書
公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案
昭和三十五年三月三十一日

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月三十一日

要領書
裁判官彈劾法の一部を改正する法律案
昭和三十五年三月三十一日

要領書
委員会の決定の理由
本法律案は、ラードの輸入自由

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月三十一日

文教委員長 加瀬 完
代理理事長 加瀬 完
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月三十一日

要領書
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月三十一日

要領書
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月三十一日

要領書
地方行政
委員長 新谷寅三郎
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月三十一日

要領書
公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案
昭和三十五年三月三十一日

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月三十一日

要領書
裁判官彈劾法の一部を改正する法律案
昭和三十五年三月三十一日

化に伴い、その精製業者の保護に資するため、豚脂の税率を調整しようとするもので、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

関税定率法の一部を改正する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月三十一日
大蔵委員長 杉山 昌作

参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、石油関税の暫定的減免制度を改め、一部免税の打切り及び軽減税率の引き上げ等を行なうとともに重要機械類、給食用脱脂ミルク、原子力研究用物品等の諸品目について、所要の調整を行う、その適用期間を延長しようとするもので、適当な措置と認められる。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しないが、本措置による昭和三十年度減収見込額は約三百億円である。

審査報告書

衆議院特別会計法の一部を改正する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月三十一日
大蔵委員長 杉山 昌作

参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国有林野事業特別会計に国有林野事業勘定及び治山勘定を設け、国有林野事業勘定においては、国有林野事業に關する経理、治山勘定においては、治山治水緊急措置法に基づく治山事業等に関する経理を一般会計と区分して行なおうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しないが、昭和三十五年度特別会計予算に、国有林野事業特別会計の治山勘定の歳入、歳出として、六十一億一千三百二十万円がそれ計上されている。

審査報告書

関税暫定措置法案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月三十一日
大蔵委員長 杉山 昌作

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和三十三・三十四年産生糸及び繭の価格安定対策として講ぜられた特別の措置を、昭和三十五年産繭及び生糸について継続する必要がなくなつたのに伴い、衆議院特別会計の借入金等の限度額二百七十五億円を百十億円に引き下げようとするものであつて、適当な措置と認められる。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

治水特別会計法案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月三十一日
大蔵委員長 杉山 昌作

参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、精神薄弱者の相談、判定、指導等その福祉の行政機構の確立と、精神薄弱者の保護及び指導訓練を行なう、援護施設の整備等を行ない精神薄弱者に對し総合的な援護施策を行なつたので適正な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行に要する経費は昭和三十一年度約四千九百十一万円である。

附帯決議

政府は、本法実施にあたつては特に次の諸施策の実現に努力すべきである。

一、精神薄弱者の実体を明らかにするため積極的に調査を進め、その発生予防、援護、更生のための総合的対策を速かに確立すること。

二、精神薄弱者の援護施設の収容力が入所必要者の数に比し著しく不足している現情にかんがみ、国立施設の増加、公私立施設に対する国庫負担の増額等、積極的対策をはかること。

三、児童福祉法と成人たる精神薄弱者を対象とする本法の施設との関連を明らかにし、経費の負担、責任の分野など遺憾なきを期すること。

四、技能を修得した精神薄弱者の雇用を促進するための措置を速やかに講ずること。

審査報告書

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月三十一日

運輸委員長 江藤 智

参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、わが国海運の国際競争力強化対策の一環として、昭和三十二年度以降停止中の造船利子補給を復活するのにもない、その停止期間中の建造船舶をも利子補給の対象とするとともに、日本開発銀行に対する利子補給制度を廃止し、また市中金融機関に対する損失補償制度を当分の間停止する等の改正であつて、本委員会は適当な措置と認めた。

二、費用

一般会計予算の総額は、

歳入	一兆五千六百九十六億七千四百七十万一千円
歳出	一兆五千六百九十六億七千四百七十万二千円

特別会計予算の総額は、

歳入	三兆七千四百九十六億九千二百五十四万六千円
歳出	三兆五千四百九十九億五千五百五十五万八千円

政府関係機関予算の総額は、

支出	一兆五千三百六十六億六千七百十三万三千円
収入	一兆三千八百二十九億九千百四十八万二千円

である。なお、一般会計予算と特別会計予算との純計額は、

歳入	三兆四千二十七億二千三百十萬一千円
歳出	三兆一千三十二億七千九百六十二万七千円

となる。

昭和三十五年度一般会計予算に外航船舶建造融資利子補給金九億五千四百二十七万円が計上されている。

二、費用

昭和三十五年度一般会計予算に外航船舶建造融資利子補給金九億五千四百二十七万円が計上されている。

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

審査報告書

昭和三十五年度一般会計予算

昭和三十五年度政府関係機関予算

明治三十五年第三種郵便物認可

昭和三十五年三月三十一日

予算委員長 小林 英三

参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和三十五年度一般会計予算、昭和三十五年度政府関係機関予算是、当面のわが国経済の動向が根強い拡大基調にあり、しかも災害復旧と国土保全が緊急の要務であ

ることにかんがみ、健全財政を堅持しつつ、災害復旧、国土保全対策を推進し、財政面から景気に刺激を与えることなく、通貨価値の維持と国際收支の安定を確保することを基本方針とし、普通歳入、通常原資の範囲内において、災害復旧、治山治水等の公共事業、国民年金、国民皆保険等の社会保障等に、特に重点をおいて編成されたものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

定価 一部 十五円

(但し良質紙は二十円)

発行所

東京都新宿区市谷本町一
大蔵省印刷局
電話九段御番三一七六二二九